

砥 部 町 議 会
令 和 4 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

令和 4 年第 1 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

招 集 年 月 日	令和4年2月24日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和4年2月24日 午前9時30分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 高橋久美 4 番 原田公夫 7 番 佐々木公博 10 番 松崎浩司 13 番 山口元之 16 番 三谷喜好	2 番 日野恵司 5 番 柿本 正 8 番 小西昌博 11 番 大平弘子 14 番 中島博志	3 番 木下敬二郎 6 番 東 勝一 9 番 佐々木隆雄 12 番 西岡利昌 15 番 平岡文男	
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 田邊敏之	副町長 岡田洋志 総務課長 門田敬三 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 篠原万喜枝 子育て支援課長 田中弘樹 農林課長 池田晃一 上下水道課長 藤田泰宏 広田支所長 町田忠彦 社会教育課長 山本勝彦		
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 堀潤一郎 庶務係長 東山泰久		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 2 番 日野恵司 3 番 木下敬二郎			
傍 聴 者	1 人			

令和4年第1回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 施政方針

日程第6 議案第4号 砥部町移動通信用施設条例の一部改正について

日程第7 議案第5号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

日程第8 議案第6号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第7号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第10 議案第8号 砥部町奨学資金貸与条例の一部改正について

日程第11 議案第9号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 砥部町消防団条例の一部改正について

日程第13 議案第11号 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第16号）

日程第14 議案第12号 令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 日程第 15 議案第 13 号 令和 3 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 3 年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 4 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 4 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 4 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 4 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 4 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 4 年度砥部町下水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 23 号 令和 4 年度砥部町水道事業会計予算

・散 会

令和4年第1回砥部町議会定例会

令和4年2月24日（木）

午前9時30分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから、令和4年第1回砥部町議会定例会を開催します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和4年第1回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、本定例会にご出席を賜り、町政運営に関わる重要案件につきまして、ご審議賜りますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。新型コロナウイルス感染症第6波により、年明け以降、県内は過去にない急激な感染拡大が続いており、本町におきましても、連日のように陽性者が確認され、高齢者施設のクラスターや小学校の休校など、大きな影響が出ております。県及び各市町は、オミクロン株による感染拡大状況の分析結果を踏まえ、高齢者施設などへの個別・重点的な注意喚起を行うとともに、ワクチンの3回目接種を進めておりますが、未だ陽性者数は高止まりしており、再拡大の可能性も懸念されております。感染拡大を抑え、減少局面へ転換するには、ここが正念場であると考えておりますので、事業所及び住民の皆様には、引き続き感染防止対策、感染回避行動の徹底にご協力をお願いいたします。さて、今月20日、北京で行われました冬季オリンピックが閉幕しました。新型コロナウイルス感染症に対する厳戒態勢に加え、ウイグル族への人権侵害疑惑を受けた参加国の外交ボイコットなど、政治的緊張もはらんだ中での開催となりましたが、世界のトップアスリートが連日繰り広げる熱い戦いに夢中になり、日本選手の活躍に一喜一憂する日々は、ステイホームを余儀なくされる中で、ストレス解消の一助となったのではないのでしょうか。本県から出場し、日本選手団の旗手を務めた郷亜里砂選手をはじめ、コロナ禍で閉塞感漂う国内に、勇気と感動を与えた全てのアスリートに対し、感謝と敬意を表したいと思います。それでは、本定例会に提案させていただきます案件でございますが、まず、令和4年度の会計別当初予算の編成につきましては、一般会計が、前年度比4億6,420万6千円の増で、総額83億9,969万6千円となっております。特別会計の5会計につきましては、前年度比3,345万4千円の減で、総額51億7,793万6千円となっております。企業会計につきましては、前年度比5,720万2千円の増で、総額17億4,091万1千円となっております。これら当初予算に対する私の考えや重点施策につきましては、この後の施政方針において、申し述べさせていただきます。次に令和3年度の補正予算でございますが、一般会計が563万2千円の減額補正、特別会計が432万5千円の増額補正となっております。そのほか、条例改正7件、人権擁護委員の推薦に係る人事案件1件となっております。詳細につきましては、議案審議の場でご説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西岡利昌） これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番日野恵司議員、3番木下敬二郎議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（西岡利昌） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月15日開催の議会運営委員会において、本日から3月18日までの23日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月18日までの23日間に決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（西岡利昌） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。次に、監査委員より、1月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、本日まで受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、3月18日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○議長（西岡利昌） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 令和3年12月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りの行政報告をご覧ください。総務課。（1）12月6日から2月7日までの落札の状況でございます。入札件数8件、設計金額の総額3,441万4千円、落札総額2,290万6千円、落札率66.6%。内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。（2）1月8日、陶街道ゆとり公園で令和4年消防出初式を行い、はしご操法、一斉放水を披露しました。また、功績のあった個人と団体に対し、表彰状の授与や、感謝状の贈呈を行いました。参加者は消防団員195人です。商工観光課。（1）新型コロナウイルス感染症経済対策として、町補助事業を活用し、町商工会が第3弾となるプレミアム商品券を発行しました。プレミアム率は40%で、20,917

冊を販売しました。そのほかの詳細はご覧のとおりでございます。(2) 新型コロナウイルス感染症経済対策として、県が実施するえひめ版応援金に町独自で上乗せを行い、対象者へ交付しました。詳細はご覧のとおりです。2ページをお願いします。保険健康課。2月20日集計時点の新型コロナワクチン接種実績で、1回目から3回目までの接種人数、接種率等がご覧のとおりです。介護福祉課。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、住民税非課税世帯等の暮らしを支援するため、1世帯当たり10万円を支給しました。詳細はご覧のとおりです。子育て支援課。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯等の暮らしを支援するため、(1) 高校生までの児童を養育する父母等に対し、児童1人につき10万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金、(2) 住民税非課税世帯等の18歳未満の児童などを養育する父母等に対し、児童1人につき5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金、(3) 所得制限等により、子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならなかった父母等に対し、児童1人につき10万円を支給する子育て世帯対象拡大給付金をそれぞれ支給しました。支給人数及び支給額の詳細はご覧のとおりでございます。3ページをお願いします。上下水道課。主要工事の進捗状況、1月末時点。公共下水道事業関係、①公共下水道管渠布設工事、高尾田区70の2工区、1月31日完成。②公共下水道管渠布設工事、八倉区74の2工区、進捗率55%、令和4年6月30日完成予定。水道事業関係。令和2年度からの繰越分。①第6配水池築造成工事及び②第6配水池場内配管工事、いずれも進捗率95%、令和4年2月28日完成予定。令和3年度現年分。①第6配水池築造成工事及び②第6配水池電気計装工事、いずれも進捗率10%、令和4年9月30日完成予定。学校教育課。主要工事の進捗状況、1月末時点。宮内小学校校舎等改修工事外壁等、進捗率93.5%、令和4年2月28日完成予定。社会教育課。(1) 12月4日、文化会館で、砥部町人権の町づくり集会を開催し、約300人が参加しました。砥部小学校5年生による人権劇のほか、県立松山南高等学校砥部分校による実践報告、タレントのやのひろみさんによる人権啓発講演も行いました。4ページをお願いします。(2) 1月8日、9日、文化会館で成人式を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により延期していた令和3年成人式とあわせ、223人が出席しました。各年の成人式対象者、出席者はご覧のとおりでございます。以上で行政報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 施政方針

○議長（西岡利昌） 日程第5、施政方針を議題とします。令和4年度の施政方針について、説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） それでは、本定例会にあたり、令和4年度の町政運営に係る私の基本的な考え方を申し延べ、砥部町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。昨年、町長として3期目の町政運営を担わせていただき、1年が経過いたしました。少子高齢化など、社会構造の変化により多様化する行政ニーズ、頻発・激甚化する自然



災害に加え、一昨年来、新型コロナウイルスへの対応に取り組んでまいりましたが、直面する課題への対応とともに、ポストコロナ時代を見据えた持続可能なまちづくりが求められています。そのような中、本町のまちづくりの指針である第2次砥部町総合計画の基本計画更新年度を迎えます。令和4年度は、基本構想に掲げる文化とところがふれあうまちの実現に向け、前期5年間の施策を検証し、更なる充実を図るとともに、急速に進む時代の変化に対応するSDGsの視点や、自治体DXの推進など、新たな課題に対する後期5年間の方向性を示す重要局面であると考えております。本町にとって大きな転換期となりますが、次の4項目の基本理念の下、各種施策を展開してまいります。まず1点目は、安全・安心で暮らせるまちづくりでございます。年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画の策定を進め、包括的な支援体制の整備を推進します。令和4年度は、計画策定に向け福祉に関するニーズ調査を実施し、現状把握と新たな課題の抽出を行うとともに、高齢者を中心とする国民の健康増進等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するねんりんピックの令和5年度開催に向け、実行委員会を設立し、リハーサル大会を開催します。長引く新型コロナウイルス感染症への対策として、高齢者福祉施設の利用者に対する支援等を継続するとともに、ワクチンの追加接種に対する円滑な体制を確保し、感染拡大局面にあっては、迅速かつ、きめ細かな支援により、町民の健康と社会経済活動の維持を図ります。また、頻発、激甚化する自然災害への対応として、土砂災害危険区域の追加や法改正など、最新の情報を踏まえた総合防災マップへの更新により、防災意識の向上を図るとともに、災害発生時における避難行動要支援者への個別支援計画の充実、福祉施設や避難拠点の強化に取り組めます。加えて、災害時において最前線で活動する消防団の処遇改善を行い、団員確保と消防団活動の活性化を図ってまいります。2点目は、未来を担う子どもたちがたくましく健やかに育まれるまちづくりでございます。子育て支援におきましては、児童及び妊産婦の福祉に関し、多様な家庭環境を踏まえた実情の把握に努め、妊婦期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図ります。本町で長らく課題となっておりました待機児童解消に向けては、民間活力の誘致を含めた公立施設の再編に取り組み、この度、麻生及び宮内校区において、民間事業者による保育事業等の参入に目途がたったことから、令和6年度開園に向けた支援を行ってまいります。学校教育におきましては、校舎施設などの長寿命化、空調設備の導入、GIGAスクール構想に基づくタブレットの導入が完了するなど、安全で快適な教育環境の整備が進んでおります。令和4年度は、コロナ禍にあって、デジタル教育の一層の推進を目指し、ICT支援員による効果的な学習サポート、デジタル教科書の実証実験などにより、ICTを活用した個別最適な学び、協働的な学びの充実に取り組んでまいります。社会教育におきましては、国際交流事業の実施、文化財の適切な保全活用など、引き続き文化振興に寄与するとともに、町民の自主的、主体的な学びを支援し、生涯学習を通じた地域づくりを推進します。令和4年度は、電子図書館の導入や公民館事業の充実により、町民の生涯学習意欲を喚起するとともに、小中学生を対象に新たに開設するとべの里冒険クラブでの活動などを通じ、未

来に向けた人材の育成を目指してまいります。3点目は、地域資源を活かし人々が交流するまちづくりでございます。新型コロナウイルス感染症により、本町の産業、観光業は多大な影響を受けておりますが、減収等に対する臨時的な支援と並行し、先を見据えた投資的な事業の展開が必要と考えております。農業におきましては、品質の向上及び技術の定着により紅まどんなの栽培面積を拡充し、愛媛県一の生産量を目指すほか、地域産品の六次産業化を支援し、ブランド化や新たな販路拡大などにより、市場競争力の高い産地づくりに取り組みます。林業におきましては、森林の有する多面的機能を持続的に発揮する基盤整備を進めるとともに、森林経営管理制度に基づき、町が受託した森林の整備を開始します。砥部焼を核とする観光産業につきましては、3年振りとなる砥部焼まつり、新たに取り組む松山市花園町でのテント市をはじめとした県内での集客イベントのほか、東京アンテナショップでの5周年イベントなどによる県外での販路拡大に努めるとともに、愛媛国際映画祭に参画し、町の魅力を広くPRしてまいります。また、県有施設であるとべ動物園、えひめこどもの城、県総合運動公園をとべもりエリアとして、一体的に誘客に取り組む愛媛県との連携を強化し、砥部焼伝統産業会館を中心とする大南地区の活性化と併せ、交流人口の拡大を推進してまいります。最後に、社会基盤強化を図る快適なまちづくりでございます。橋梁・道路施設、上下水道施設などの社会インフラにつきましては、災害に備えた安全性の確保、長寿命化対策を講じ、計画的に整備を推進することで、強靱化を図ってまいります。住環境整備につきましては、実態調査結果を踏まえた空き家等対策計画の見直しを行うとともに、公園などのコミュニティ施設の整備、コロナ禍におけるニーズの高まりを受けた移住施策を展開し、良好な生活環境の保全と地域の活性化に取り組みます。また、環境分野につきましては、廃棄物処理の広域化による適正処理と、効率的な収集体制の確立を図り、循環型社会の形成に寄与するとともに、公共下水道区域外への合併処理浄化槽の普及促進により汚水処理普及率の向上に取り組んでまいります。以上、令和4年度の町政運営にあたりまして、施政方針を申し上げます。分野ごとの主要施策につきましては、先にお配りしている概要のとおりでございます。詳細につきましては、予算審議の場でご説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。冒頭でも申し上げましたとおり、令和4年度は、ポストコロナ時代を見据えた大きな転換期となります。既に官民双方で手続きのオンライン化やテレワークの導入が進み、長年続いた東京一極集中に変化が見られるなど、対面主義の見直しから地方創生の機運が高まっておりますが、我々が担う地方行政の根幹は人と人との繋がりであり、まちづくりは人づくりであることに変わりはありません。私にとりまして、初当選から10年目となる節目の年を迎えます。改めて、職員とともに、住民一人ひとりが主役となり、互いに支えあいながら活躍できる町民主役のまちづくりに取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和4年度の施政方針とさせていただきます。

~~~~~

日程第6 議案第4号 砥部町移動通信用施設条例の一部改正について
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第6、議案第4号、砥部町移動通信用施設条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。伊達企画政策課長。

○企画政策課長(伊達定真) お手元に議案書の方をお願いいたします。議案第4号、砥部町移動通信用施設条例の一部改正について。砥部町移動通信用施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和4年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。本条例で規定いたします砥部町移動通信用施設につきましては、高市地区における携帯電話の電波基地として鉄塔を整備したものでございますが、本施設の所在地番が平成15年12月22日に分筆されていたことが判明いたしましたので、所要の改正を提案するものでございます。改正内容につきましては、添付しております議案第4号資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表をお願いいたします。第2条でございます。施設の名称及び位置でございますが、砥部町高市1960番地を砥部町高市1960番地2とするものでございます。議案書の方をお願いいたします。中ほどの附則でございますが、この条例は、公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。14番中島博志議員。

○14番(中島博志) すいません。先ほど、通信移動の施設の条例が変更があったという事で、高市の1960番地、1960の2になるという事なんですけど、場所的には、同一地区ですか。それとも全く違う所ですか。それをちょっと聞きたいんですけど。

○議長(西岡利昌) 伊達企画政策課長。

○企画政策課長(伊達定真) 中島議員のご質問にお答えをいたします。元々1960番地の方を分筆をされまして、1960番地の1と2と3と、3つに分筆をされております。そのうちの1960番地2と3について、旧広田村の時に購入をいたしておりまして、施設につきましては、1960番地の2の所に施設が整備をされているという形でございます。失礼いたしました。場所につきましては、変わっておりません。そのままでございます。

○議長(西岡利昌) よろしいですか。他に質疑はありますか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。

よって議案第4号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第5号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第7、議案第5号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。山本社会教育課長。

○社会教育課長(山本勝彦) 議案第5号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてご説明させていただきます。お手元に議案書と新旧対照表をご用意いただけたらと思います。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和4年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。議案書の下段をご覧ください。提案理由でございますが、表彰の規定を砥部町表彰規則に統一するため、町長の附属機関である砥部町文化功労賞推薦委員会を廃止するとともに、砥部町地域福祉計画の策定にあたり新たに砥部町地域福祉計画策定委員会を設置するため、提案するものでございます。改正の内容についてご説明をさせていただきますので、議案第5号資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。改正案の欄の所でございますが、別表の町長の部の砥部町文化功労賞推薦委員会の項を削ります。また、同表の町長の部に附属機関としまして、砥部町地域福祉計画策定委員会。担任する事項としまして、地域福祉計画の策定について、必要な事項を調査、審議すること。構成員の数の定限は14人という事で、14人以内の構成とするものでございます。議案書にお戻りください。附則をご覧ください。施行期日でございますが、第1項、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。続きまして、附則第2項では、同時に当該委員の報酬及び費用弁償を定めるために、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたします。資料の新旧対照表2ページをご覧ください。改正案の欄についてでございますが、別表の文化功労賞推薦委員会委員の項を削ります。また、同表の障害者計画等策定委員会委員の項の次に、名称としまして、地域福祉計画策定委員会委員、報酬の額としまして、日額7千円を加えます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。

よって議案第5号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第6号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第8、議案第6号、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第6号についてご説明申し上げます。砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和4年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。裏面をお願いします。提案理由ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備など、所要の改正を行うため、提案するものでございます。それでは、新旧対照表をご覧ください。第2条では、第4号アの（ア）を削り、在職期間が1年未満の非常勤職員も育児休業を取得できるように改めます。2ページをお願いします。第17条では、第2号アを削り、在職期間が1年未満の非常勤職員も部分休業を取得できるように改めます。次に第21条及び第22条を新たに追加し、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について規定します。次に、第23条を追加し、規則への委任について規定します。議案書1ページにお戻りください。附則ですが、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第7号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第9、議案第7号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（門田巧） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。議案第7号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正について。砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和4年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でありますが、3ページをご覧ください。令和3年6月11日に公布された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の地方税法の改正部分が令和4年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するた

め提案するものでございます。今回の主な改正内容でございますが、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置の導入等の既定の整備を行うものでございます。それでは、改正箇所についてご説明いたします。別添の議案第7号資料、新旧対照表をご覧ください。6ページをお願いいたします。第23条に第2項を追加し、小学校就学前までの子ども、未就学児の均等割額を5割軽減する減額措置を設けております。なお、低所得者に対する7、5、2割軽減の場合、その減額後の均等割額を5割軽減することとしております。第1号では医療分、第2号では後期高齢者支援金分について、アでは7割軽減、イでは5割軽減、ウでは2割軽減、エでは軽減なしの場合の減額する額を定めています。その他、法改正に伴う対応等の所定の整備を行っております。それでは、議案書にお戻りください。2ページの附則でございます。附則第1項では施行期日について。この条例は、公布の日から施行することとしています。ただし、第5条の2第1号のほか、地方税法の改正に伴う未就学児の均等割の減額等に係る改正規定は、令和4年4月1日から施行することとしております。附則第2項では、適用区分について、前項ただし書きに規定する改正規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第7号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第7号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第8号 砥部町奨学資金貸与条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第10、議案第8号、砥部町奨学資金貸与条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） それでは、議案第8号をお手元をお願いいたします。砥部町奨学資金貸与条例の一部改正について。砥部町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和4年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由は、下段をご覧ください。民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることに伴いまして、関係条例に所要の改正を行うため提案するものでございます。民法の一部を改正する法律により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、砥部町奨学資金の奨学生の資格につ

いては、20 歳未満を維持する必要があるため所要の改正を行うものでございます。議案第 8 号資料、新旧対照表をご覧ください。第 3 条第 4 号及び第 5 号の奨学生の資格となる要件については、第 4 号では、扶養義務者を加えるとともに第 5 号では、民法改正前の 20 歳未満を維持する必要があるため、表記を 20 歳未満のものとさせていただくことになります。第 6 条の奨学金の交付につきましても、保護者に公布するから保護者又は扶養義務者に公布するに変更させていただきます。今回の改正は、成年年齢が引き下げられて、現受給者や受給を予定されてる方に不都合を及ぼさないよう現状の取り扱いを維持するため、条例の内容を補完するものでございます。議案書にお戻りください。附則としまして、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。14 番中島博志議員。

○14 番（中島博志） 2、3 点お聞きしたいんですけど、現在の基金高はいくらか。それと今、この貸付の利用されてる人数とそしてその金額の総額。それともう 1 点は、未納がないのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） ただいまの中島議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。この奨学資金につきましては、2 年度末現在の基金残高でございますが、3,081 万 7 千円でございます。この金額につきましては、貸付けておる金額も含めた残高でございます。今現在、未納者という事でございますが、年度途中の 1 月、2 月末納になる方がいらっしゃいますが、基本的にはいないというふうに認識しております。2 年度の数字で申し上げますと、貸付しておる方が 7 人、償還しておる方が 20 人という数字が出ております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 14 番中島博志議員。

○14 番（中島博志） ありがとうございます。今のお答えの中で、基金残高と貸付を合算した金額を言われたんだと思うんですけど、別々の純粋な基本額というのはいくらなんですか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 中島議員さんのご質問にお答えさせていただきます。貸付残高でございますが、これはまだ 3 年度は途中でございますので、2 年度末の実績でございますが、1,207 万 4 千 500 円という数字が貸付残高でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第 8 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第9号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第11、議案第9号、砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） それでは、議案第9号、砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。お手元に議案書と新旧対照表をご用意ください。砥部町立社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和4年2月の24日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、ページの下の方をご覧ください。設置から65年が経過し、施設の老朽化が顕著であることから、砥部町岩谷ロプールを廃止するため提案するものでございます。それでは、改正内容をご説明させていただきますので、議案第9号資料の新旧対照表をご覧ください。改正案の欄の所でございますが、第2条の表、砥部町岩谷ロプールの項を削ります。続きまして、別表をご覧ください。別表の砥部町岩谷ロプールの項を削ります。それでは、議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第10号 砥部町消防団条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第12、議案第10号、砥部町消防団条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第10号についてご説明申し上げます。砥部町消防団条例の一部改正について。砥部町消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和4年

2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。提案理由ですが、消防団員の処遇改善を目的に報酬額を引き上げるほか、所要の改正を行うため提案するものです。それでは、資料の新旧対照表をご覧ください。第1条では、今回の改正で公務災害補償と退職報償金について新たに規定することに伴い、消防組織法の引用条文を加えます。第15条を改め、消防団員の報酬について定め、その年額報酬及び出動報酬の額を別表で規定するとともに、処遇改善のため、報酬額を見直しています。また、年度途中での任命や退職等に伴う報酬の支給について新たに規定します。2ページをお願いします。第16条を改め、消防団員の費用弁償について規定します。次に第17条を新たに追加し、消防団員の公務災害補償について規定します。次に、第18条を新たに追加し、消防団員の退職報償金について規定します。議案書2ページをお願いします。附則ですが、この条例は、令和4年4月1日から施行する。また、3ページですが、経過措置として出動等に対する報酬は、本条例の施行日以後の出動に対して適用することとしています。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第10号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第10号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開は、午前10時40分の予定です。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~

日程第13 議案第11号 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第16号）

日程第14 議案第12号 令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第15 議案第13号 令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第14号 令和3年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第15号 令和3年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第2号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 再開します。日程第13、議案第11号、令和3年度砥部町一般会計補正

予算第 16 号から日程第 17、議案第 15 号、令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号までの 5 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第 11 号の一般会計から議案第 15 号の浄化槽特別会計までの補正予算について、一括してご説明申し上げます。はじめに、一般会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 11 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 16 号ですが、第 1 条では、歳入歳出予算の総額から 563 万 2 千円減額し、94 億 6,638 万円とするもので、第 2 項で、予算補正は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものとしています。第 2 条では、繰越明許費の追加は、第 2 表繰越明許費補正によるものとしています。令和 4 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出です。はじめに、全般的事項として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの交付に伴い、総額で 1 億 6,883 万 7 千円の財源組替を行っています。それでは、歳出の主なものについて説明いたします。2 款総務費は、468 万 2 千円増額しました。転入転出手続きのワンストップ化のための住民記録システム改修費 358 万円の追加、利用者の増加による砥部のりあいタクシー運行委託料 110 万 2 千円の追加などです。3 款民生費は、2,815 万 6 千円減額しました。障害者自立支援給付費負担金等の過年度精算に伴う償還金 482 万円の追加、新型コロナウイルス感染症検査費交付金の不用額 3,784 万 9 千円の減額などです。4 款衛生費は財源組替です。6 款農林水産業費は、91 万 2 千円増額しました。有害鳥獣の捕獲数の増加による捕獲事業費交付金 91 万 2 千円の追加などです。7 款商工費は、681 万 9 千円増額しました。とべ温泉特別会計への繰出金 681 万 9 千円の追加などです。8 款土木費は、643 万 2 千円増額しました。大規模盛土造成地の危険度評価・優先度判定を行う第二次スクリーニング計画の策定委託料 611 万 6 千円の追加などです。9 款消防費は財源組替です。10 款教育費は、367 万 9 千円増額しました。町からの休館要請を受け、収入が減少した文化会館などの指定管理者に対する支援金 367 万 9 千円の追加などです。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、14 款国庫支出金を 1 億 7,127 万 9 千円、15 款県支出金を 177 万 7 千円増額し、18 款繰入金金を 50 万円、19 款繰越金を 1 億 7,991 万 8 千円減額し、20 款諸収入を 173 万円増額しました。4 ページをお願いします。第 2 表、繰越明許費補正です。表のとおり、社会保障・税番号制度システム改修等事業をはじめ、5 件の事業を 4 年度に繰越します。事業名、金額等は記載のとおりです。一般会計については以上です。続きまして、国保会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 12 号、令和 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号ですが、補正内容は財源組替で、歳入歳出予算総額の増減はありません。第 1 条では、事業勘定の歳入歳出予算の補正は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものとしています。令和 4 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。事業勘定の歳出です。3 款国民健康保険事業費納付金で財源組替です。2 ページをお願いします。歳入です。3 款国庫支出金を 85 万 2 千円増額しました。新型コロナの国保税軽減措置に対する補助金の交付によるものです。6 款繰越金は、補助金の交付により 85 万 2 千円減額しました。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 13 号、令和 3 年度砥部町介護保険事業特別会計補

正予算第3号ですが、第1条では、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に431万円追加し、24億2,244万2千円とするもので、第2項では、予算補正は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。令和4年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。保険事業勘定の歳出です。4款地域支援事業費を431万円増額しました。通所型サービス利用者の増加による負担金431万円の追加です。2ページをお願いします。歳入です。財源として、3款国庫支出金を140万7千円、4款支払基金交付金を116万3千円、5款県支出金を53万8千円、7款繰入金を120万2千円それぞれ増額しました。続きまして、とべ温泉特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第14号、令和3年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第1号ですが、補正内容は、財源組替で歳入歳出予算総額の増減はありません。第1条では、歳入歳出予算の補正は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。令和4年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。歳出です。1款温泉運営費で財源組替です。2ページをお願いします。歳入です。1款事業収入を681万9千円減額しました。新型コロナ拡大防止のための臨時休館により事業収入が減少したものです。5款繰入金を681万9千円増額しました。事業収入の減少を補うため、一般会計繰入金を増額しました。続きまして、浄化槽特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第15号、令和3年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第2号ですが、第1条では、歳入歳出予算の総額に1万5千円増額し、8,178万9千円とするもので、第2項では、予算補正は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。令和4年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。歳出です。2款諸支出金を1万5千円増額しました。基金利子の増加による基金積立金1万5千円の追加です。2ページをお願いします。歳入です。財源として、3款財産収入を1万5千円増額しました。以上で補正予算5件の説明を終わります。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） ちょっとお尋ねしたいのは、補正予算の中で繰入金ちゅうのが一般会計から保険事業勘定及びとべ温泉、その他にありますが、大体これで一般会計の繰入金がどれぐらいに合計でなりましょうか。

○議長（西岡利昌） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。今回の補正で繰入金の総額が、2億683万7千円となっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 16番三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） その2億683万7千円というのは、前年度、この2、3年見てですね、繰入金が多いのか、あるいは少ないのか、そこらの返答を一つお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。予算ベースではございますが、昨年度の予算が1億9,050万円でごございました。今年度の補正に伴いまして、補

正後の繰入金の額が2億683万7千円となっておりますので、予算ベースではございますが、多くなっております。

○議長（西岡利昌） 16番三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） 結局、ほしたらなんで財政課長。この繰入金によって、各企業会計っちゃうのは赤字を補ってるわけですから、将来的にいうなれば、これを繰入なしにやれるような財政というのが目的でなってると思いますので、そこらあたり、今後我々もいろいろ気を付けますし、皆さんも気を付けて、繰入がないような財政を保っていきたいと思います。以上。ありがとうございます。

○議長（西岡利昌） ほかに質疑はありませんか。9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 概要の所で一つお聞きしたいんですけれども、6ページ、8款土木費の所のハウスの燃料が和田川へ流出した云々というふうにある文章なんですけど、これちょっと状況がどういう事なんかよくわからないんで、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。事故が、油の流出が和田川にあったわけですが、令和3年12月17日の午後4時ごろにですね、外山のハウスの燃料タンクからハウスへ引き込みしております配管に破損があり、重油が推定でございますが、200リットル和田川に流出したことによるものでございます。現在も川までに距離がありますんで、地下をまだ流れていっとなるようで、まだ現在もオイルフェンス、吸着マット、定期的に交換してるような状態でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） この施設なりは、町のものではないんですね。個人のもの。

○議長（西岡利昌） 門田作建設課長。

○建設課長（門田作） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。個人のハウスの施設でございます。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） このような事故があった場合に、具体的にこう対応しますというふうなのが、町の規定で何かあるんでしょうか。それとも、その時々状況に応じて最終的には町長の判断にというふうな事で考えてよろしいんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 特には決めておりませんが、吸着マットにつきましては、基本的にいろんな事故がありますと個人がある程度責任を負っていかなければいけないというふうな事で、その対策につきましては、国、県の場合は、河川管理は県ですから県というふうな事で、そういったことを砥部町もお手伝いをしておりますけれども、私どもの判断で吸着マットについては、町が提供してやったらどうぞというふうな事で今回そういう処理をしております。以上です。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員よろしいでしょうか。ほかに。14 番中島博志議員。

○14 番（中島博志） 構いませんか。14 番中島博志です。補正予算概要で説明をいただきたいと思います。概要で5 ページ、民生費社会福祉費関係ですけど、本来なら厚生文教の中でご審議いただくとわかっとうるんですけど、この場でお聞きしたいと思います。この中にありますように、放課後等デイサービス事業所の不正受給とありますが、この不正受給の内容、どうやってこれ発覚したのか。そしてその事業者名、わかれば教えていただきたい。以上です。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの中島議員さんのご質問にお答えをいたします。この不正受給の内容と申しますのは、本来備えておかなければならない人員をそろえずに営業しておったという事で、県の指導が入りまして、給付費の返還が生じたものでございます。事業者につきましては、新聞報道もされておりますので、お答えをさせていただきます。東温市とか松山市で事業をしておりますアソシエとか、愛キッズ、Ai-W o r k とかいう名称で業をされとる事業者でございます。それから返還金につきましては、事業者の方から全額返還が終了をしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 14 番中島博志議員。

○14 番（中島博志） 砥部町内の事業者だと思いますが、これに関して砥部町として罰則とかそういうのは規定はしてないんですか。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの中島議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。この指導権限がありますのは、県でございまして、そこで悪質であるという事で、返還金に 40%の加算をしまして返還をいただいております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） よろしいですか。ほかに。1 番高橋久美議員。

○1 番（高橋久美） 補正予算の概要なんですが、5 ページの砥部のりあいタクシーの利用者が想定よりも増加したとあるんですけども、どの校区が増えたのか、バスとの関係もあるんですけども、その不満等出てないのかという事をお聞きしたいのですが。

○議長（西岡利昌） 伊達企画政策課長。

○企画政策課長（伊達定真） 高橋議員さんのご質問にお答えをいたします。令和3年度の年間の見込み数といたしましては、当初の見込みから約3倍ほどの利用者になる見込みとなっております。また、現在の砥部のりあいタクシーの運行につきましては、校区を4つに分けて運行をしておりますけれども、そのうち最も利用が多いのが麻生小学校区の方で、約半分を占めてる状況となっております。それ以外につきましては、宮内小学校区の方で約20%、砥部小学校区の方で約30%ということで、上原町の校区につきましては、利用が少ない状況となっております。また、こちらにつきましては、今後検討等させていただいて、将来的には校区の再編等改めて検討をしていきたいと考えております。以上でご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第 11 号から議案第 15 号までの 5 件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 11 号から議案第 15 号までの 5 件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 18 議案第 16 号 令和 4 年度砥部町一般会計予算

日程第 19 議案第 17 号 令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 20 議案第 18 号 令和 4 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 21 議案第 19 号 令和 4 年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 22 議案第 20 号 令和 4 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 23 議案第 21 号 令和 4 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 24 議案第 22 号 令和 4 年度砥部町下水道事業会計予算

日程第 25 議案第 23 号 令和 4 年度砥部町水道事業会計予算

（説明、質疑、予算特別委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第 18、議案第 16 号、令和 4 年度砥部町一般会計予算から日程第 25、議案第 23 号、令和 4 年度砥部町水道事業会計予算までの 8 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） それでは、令和 4 年度の当初予算につきまして、私からは議案第 16 号の一般会計から、議案第 21 号のとべ温泉特別会計まで説明させていただきます。はじめに、一般会計予算書の 1 ページをお願いします。議案第 16 号、令和 4 年度砥部町一般会計予算ですが、第 1 条では、歳入歳出予算の総額を 83 億 9,969 万 6 千円と定め、第 2 項で予算は、第 1 表歳入歳出予算によるものとしています。第 2 条では、債務を負担する行為は、第 2 表債務負担行為によるものとしています。第 3 条では、地方債は、第 3 表地方債によるものとしています。第 4 条では、一時借入金の最高額を 10 億円と定めています。第 5 条では、歳出予算の流用ができる場合は、給料、職員手当及び共済費の同一款内での各項の間の流用としています。令和 4 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。一般会計は、引き続きコロナ対策に万全を期すと共に、ポストコロナ社会を見据えた持続可能なまちづくりへ踏み出すため、感染症の影響を受けた地域経済や住民生活の支援などに要する予算を計上したことにより、前年と比べ 4 億 6,420 万 6 千円の増加となりました。主な予算は、新型コロナのワクチン追加接種事業費 6,037 万円。高齢者福祉施設の改修や改築に対する補助金 1 億 7,725 万円。宮

内地区への民間保育所誘致に向けた用地購入費 9,234 万円などです。6 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為です。表のとおり、令和 4 年度導入端末用パソコン借上料に対する債務負担をはじめ、8 件の債務負担を設定しています。債務負担の事項、期間及び限度額は記載のとおりです。7 ページをお願いします。第 3 表、地方債です。表のとおり、令和 4 年度は公共事業等の 6,790 万円をはじめ、総額で 5 億 4,180 万円を予定しています。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりです。一般会計は以上です。続きまして、特別会計の説明をさせていただきます。国保特別会計予算書の 1 ページをお願いします。議案第 17 号、令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算ですが、第 1 条では、歳入歳出予算の総額を事業勘定は、23 億 6,102 万 8 千円、直営診療施設勘定は、5,378 万 9 千円と定め、第 2 項で、予算は、第 1 表歳入歳出予算によるものとしています。第 2 条では、債務を負担する行為は、第 2 表債務負担行為によるものとしています。第 3 条では、一時借入金の最高額を事業勘定は 3 億円、直営診療施設勘定は 2,000 万円と定めています。第 4 条では、歳出予算の流用ができる場合は、保険給付費の同一款内での各項の間の流用としています。令和 4 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。国民健康保険事業特別会計は、事業勘定では、コロナ禍による受診控えが徐々に緩和することを見込み、保険給付費の増額などにより前年と比べ 9,621 万 7 千円の増加となりました。直営診療施設勘定では、医薬品、衛生材料費の減額などによる前年と比べ 164 万 1 千円の減少となりました。6 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為です。表のとおり、医科及び歯科に係るレセプトコンピュータ借上料及び保守管理業務委託料に対する債務負担を 2 件設定しています。期間及び限度額は記載のとおりです。続きまして、後期高齢者医療特別会計予算書の 1 ページをお願いします。議案第 18 号、令和 4 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算ですが、第 1 条では、歳入歳出予算の総額を 3 億 3,784 万 7 千円と定め、第 2 項で、予算は、第 1 表歳入歳出予算によるものとしています。令和 4 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。後期高齢者医療特別会計は、コロナ禍による受診控えの緩和と被保険者の増加に伴う広域連合納付金の増額などにより前年と比べ 3,812 万 2 千円の増加となりました。続きまして、介護保険特別会計予算書の 1 ページをお願いします。議案第 19 号、令和 4 年度砥部町介護保険事業特別会計予算ですが、第 1 条では、歳入歳出予算の総額を保険事業勘定は 22 億 9,330 万 2 千円、介護サービス事業勘定は 4,280 万 1 千円と定め、第 2 項で、予算は、第 1 表歳入歳出予算によるものとしています。第 2 条では、債務を負担する行為は、第 2 表債務負担行為によるものとしています。第 3 条では、一時借入金の最高額を保険事業勘定は 2 億円、介護サービス事業勘定は 200 万円と定めています。第 4 条では、歳出予算の流用ができる場合は、保険給付費の同一款内での各項の間の流用としています。令和 4 年 2 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。介護保険事業特別会計は、保険事業勘定では、実績に基づき保険給付費の減額などにより前年と比べ 5,202 万 8 千円の減少となりました。介護サービス事業勘定は、前年と比べ 17 万 5 千円の減少で、前年度並みの予算となりました。6 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為です。デイサービス利用者の送迎用福祉車両借上料に対する債務負担で、期間は令和 5 年度か

ら6年度、限度額は57万4千円です。続きまして、とべの館特別会計予算書の1ページをお願いします。議案第20号、令和4年度砥部町とべの館特別会計予算ですが、第1条では、歳入歳出予算の総額を3,454万3千円と定め、第2項で、予算は、第1表歳入歳出予算によるものとしています。令和4年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。とべの館特別会計は、新型コロナの影響を踏まえ、前年と比べ88万5千円の増加で、前年度並みの予算となりました。続きまして、とべ温泉特別会計予算書の1ページをお願いします。議案第21号、令和4年度砥部町とべ温泉特別会計予算ですが、第1条では、歳入歳出予算の総額を5,462万6千円と定め、第2項で、予算は、第1表歳入歳出予算によるものとしています。令和4年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。とべ温泉特別会計は、燃料費の増額などにより、前年と比べ274万8千円の増加となりました。以上で私からの説明を終わります。

○議長（西岡利昌） 藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） 引き続きまして、議案第22号、23号についてご説明申し上げます。はじめに、議案第22号、令和4年度砥部町下水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。第1条、令和4年度砥部町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を4億7,592万1千円とし、支出を4億7,858万5千円としました。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を3億6,430万8千円とし、支出を5億2,413万8千円としました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億5,983万円は、引継金3,461万7千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,797万6千円及び過年度分損益勘定留保資金1億723万7千円で補てんするものでございます。第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額はそれぞれ414万2千円及び3,287万2千円でございます。2ページをお願いいたします。第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。砥部浄化センター等維持管理業務委託及び公用車のリース契約に係る債務負担行為でございます。期間、限度額はご覧のとおりでございます。第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的は、公共下水道整備事業でございます。限度額は1億8,430万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。第7条、一時借入金の限度額を5億円と定めています。第8条では、流用について。第9条では、議会の議決を経なければ流用できない経費は職員給与費で8,690万7千円としています。第10条、他会計からの補助金について、一般会計からこの会計への補助を受ける金額は1億5,975万5千円としました。令和4年2月24日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第22号の説明を終わります。続きまして、議案第23号、令和4年度砥部町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。水道事業会計予算の1ページをお開きください。第1条、令和4年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。第3条、収益的収入及び支出

の予定額は次のとおりと定める。収入を３億５,０８４万３千円とし、支出を３億１,４６９万１千円としました。第４条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入を２億４,９４４万８千円とし、支出を４億２,３４９万７千円としました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億７,４０４万９千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額５,１６７万円と、過年度分損益勘定留保資金１億２,２３７万９千円とするものでございます。２ページをお願いいたします。第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的は、水道施設改築更新事業でございます。限度額は、１億９,７２０万円で、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。第６条、一時借入金の限度額を２億円と定めています。第７条では、流用について。第８条では、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で３,８１２万３千円としています。第９条、たな卸資産購入限度額を１,０００万円としました。令和４年２月２４日提出、砥部町長佐川秀紀。以上ですべての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第１６号から議案第２３号までの令和４年度当初予算８件については、１６人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第１６号から議案第２３号までの令和４年度当初予算８件については、１６人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第４項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前 11 時 24 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。予算特別委員会正副委員長の互選結果が、議長の手元にまいりましたので報告します。予算特別委員会委員長に佐々木公博議員が、副委員長に三谷喜好議員が互選されました。ご協力のほど、よろしくお願いします。各常任委員会及び予算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、3 月 18 日の本会議でお願いをします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会します。

午前 11 時 26 分 散会

令和4年第1回砥部町議会定例会（第2日）会議録

招 集 年 月 日	令和4年3月3日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和4年3月3日 午前9時30分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 高橋久美 2 番 日野恵司 3 番 木下敬二郎 4 番 原田公夫 5 番 柿本 正 6 番 東 勝一 7 番 佐々木公博 8 番 小西昌博 9 番 佐々木隆雄 10 番 松崎浩司 11 番 大平弘子 12 番 西岡利昌 13 番 山口元之 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好		
欠 席 議 員	14 番 中島博志		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 佐川秀紀 副町長 岡田洋志 教育長 大江章吾 総務課長 門田敬三 企画政策課長 伊達定真 商工観光課長 高橋 桂 戸籍税務課長 門田 巧 保険健康課長 篠原万喜枝 介護福祉課長 松下寛志 子育て支援課長 田中弘樹 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 生活環境課長 小中 学 上下水道課長 藤田泰宏 会計管理者 富岡 修 広田支所長 町田忠彦 学校教育課長 田邊敏之 社会教育課長 山本勝彦		
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 堀潤一郎 庶務係長 東山泰久	
傍 聴 者	2 人		

令和4年第1回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

日程第1 一般質問

・散 会

令和4年第1回砥部町議会定例会

令和4年3月3日（木）

午前9時30分開議

○議長（西岡利昌） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、ご報告します。14番中島博志議員から欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（西岡利昌） 日程第1、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に、要領よくまとめて、質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言をしてください。それでは、質問を許します。9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 9番佐々木隆雄でございます。皆さんもこの最近のいろんな出来事の中で、コロナの感染拡大者がどんどん増えているという事と、もっともっと大きな問題があるかと思えます。今日も報道では、ウクライナの一般市民が2千人以上亡くなっているというふうな報道がありました。本当に腹立たしい思いでございます。いろんなところで、決議を挙げるような動きも出てるようでございます。砥部町議会でもそういう事も必要ではないかなというふうに私は思います。この本会議の前の町長の施政方針の最後の部分に、まちづくりは人づくりだというふうな事を言われました。私もまさにそうだと思います。今申し上げましたようなコロナ対応についても、ロシアのウクライナの侵攻に対しても、人間がもっとしっかりせんといかんのじゃないかというふうな事も言われてるんじゃないかと思えます。そういった意味で、町長の人づくりに、私も側面から応援をしていきたい。このような気持ちを込めて、一般質問に入ります。第1問目は、ケア労働者の処遇改善についてでございます。政府は、保育士、幼稚園教諭、介護、障害福祉職員を対象に、収入を3%程度、月額で約9千円、これを引き上げるための措置を本年2月から実施することを決めました。該当する町職員の給与引き上げについても当然実施すべきものだと考えておりますが、町長のご所見をお伺いいたします。2点目です。脱炭素の取り組みについて。日本は、2020年に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、2021年10月には政府の総合計画である地球温暖化対策計画が5年ぶりに改訂されました。計画の中で、気候変動問題は、私たち一人ひとり、この星に生きるすべての生物にとって避けることができない、喫緊の課題とされており、家庭部門の取組として、脱炭素型ライフスタイルへの転換というようなことも謳われております。計画の実現のためには、我々一人ひとりの意識や行動の変容が欠かせないものであり、砥部町としても町民に向けた普及啓発など必要であると考えますが、脱炭素に向けた本町の取り組みについて、町長のご所見をお伺いいたします。3

点目に移ります。少人数学級実現と教職員の負担軽減についてでございます。令和2年の9月議会で、新型コロナ感染拡大に関連して少人数学級の導入をとの私の質問に対して、教育長からは、現行の35人学級から更なる少人数学級の推進が必要であり、知事にも要望する、そういった回答がございました。新型コロナ第6波の影響により、麻生小学校では臨時休校となりましたが、今一度少人数学級を進めることが重要ではないでしょうか。そうすることで、もちろんこれだけではありませんが、教職員の負担軽減にも繋がるのではないのでしょうか。また、令和4年度の主要施策において、教職員の負担軽減という項目が掲げられておりますが、具体的な取組内容はどのようなことなんでしょうか。以上、教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。冒頭でもお話ございましたように、今、ロシアがウクライナに侵攻しておるというふうな事で、21世紀にこんなことが起こるとは私も想像をしておりませんでした。1日も早い終息を願うものでございます。はじめに、ケア労働者の処遇改善についてのご質問ですが、コロナと少子高齢化への対応が重なる保育士等への継続的な処遇改善を求める国の趣旨に鑑み、本町においても給与の見直しを行うこととしております。本町における処遇改善の対象職種は、保育士、幼稚園教諭のほか、保育所又は認定こども園で勤務する調理員、放課後児童クラブ指導員及び補助員となりますが、処遇改善にあたっては、地方公務員の給与体系の下、他の職種との均衡を保つ必要があります、一般行政職との比較、正職員と会計年度任用職員との比較などの検証を行っております。この結果、会計年度任用職員である放課後児童クラブの補助員、保育所又は認定こども園の調理員、担任を受け持つ保育士及び幼稚園教諭について、基礎号給の引き上げを行うこととし、2月勤務に対する給与から適用することとしております。併せて、国の処遇改善の対象外となる施設においても、調理員など同職種の場合は、同様の引き上げを行うこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。次に、脱炭素の取り組みについてのご質問ですが、近年頻発している記録的な豪雨災害の要因とされる地球温暖化対策は、喫緊の課題であると認識しております。本町では、2019年に策定した第4次砥部町地球温暖化対策実行計画に基づき、庁舎等町有施設での太陽光発電の利用や、節電型エアコン、LED照明への更新など、温室効果ガスの削減目標に向けた取り組みを行っており、太陽光発電の更なる活用のため、設置可能な公共施設の洗い出しや、売電、災害時の蓄電池の利用などについて検討、調整を行っているところです。また、町民向けの取り組みといたしましては、令和元年度から住宅用新エネルギー機器設置費補助事業を実施し、家庭用リチウムイオン蓄電池システムや、燃料電池システムの設置を推進しております。これらの取り組みのほか、今後は、省エネ意識を高めるため、幼少期からの環境学習の実施や、ごみの減量化・再資源化など、町民一人ひとりの理解と協力を得ながら、環境に配慮したまちづくりを推進してまいりたいと考えております。最後に、少人数学級実現と教職員の負担軽減についてのご質問は、教育長が答弁をいたします。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。少人数学級実現と教職員の負担軽減についてのご質問でございますが、少人数学級実現につきましては、ご承知のとおり法改正によりまして、今年度から5年間をかけて段階的に35人学級へと移行をいたしますが、現在、本町におきましては、法律及び弾力的な運用によりまして、1年生から6年生まで35人で学級編成を行っております。現状といたしましては、砥部地区の3小学校各学年の学級人数の平均は、いずれも30人を下回っております。中学校につきましても実質的には35人学級となっております。少人数学級の実現は、学校生活への適応や、いじめ・不登校への対応など、きめ細かな指導の充実や教職員の負担軽減に繋がるものと考えておりますので、引き続き推進してまいりたいと考えております。教職員の負担軽減につきましては、まず、教材の作成など、教員の事務を補助するスクール・サポート・スタッフを砥部地区の小学校3校に配置することで、教員の負担軽減に繋げてまいります。また、ICT支援員を配置し、教職員のICTスキルを向上させ、タブレット端末を効果的に活用することにより、業務の効率化、教職員の負担軽減を図ります。更に、4年度より愛媛県が独自に開発したコンピュータ自動採点システムの運用を開始をいたします。日常テストやドリルをコンピュータ上で実施し、採点だけでなく、結果の分析やテスト問題の共有化が図られることにより、大幅な作業時間の短縮が見込まれます。教職員の負担軽減は、教職員の心身の健康はもとより、子どもたちと向き合う時間を確保することにより、授業の質を向上させ、効果的な授業を展開するためにも大切なことですので、学校との意思疎通を図りながら教職員の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。以上で、佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） まず、1点目のケア労働者の改善の件なんですけども、今回のこの制度については、保育関係が昨年12月の27日、看護1月の11日、介護1月の28日、年末年始の慌ただしい時に出されました。保育等では、自治体のばらつきがあるんだというふうなことから、政府も急遽、事務連絡というものを2月17日に出しました。この連絡の中に、今般の処遇改善では、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化の対応が重なる最前線において、働き方などの収入を引き上げるという趣旨を踏まえ、公立の施設、事業所を対象としているというふうにも書かれていたようでございますが、多くの自治体でまだ混乱している中で、砥部町ではいち早く対応をしていただいたというこの姿勢については、感謝を申し上げたいと思います。それで、この中身について少し数字等を含めて教えていただきたいと思います。保育士、幼稚園教諭、調理員の無資格の方、それから調理員の調理師、それから調理員の管理的立場、児童クラブ補助員等々言われましたが、それぞれの職の人数、それから、合計金額でよろしいんですが、1カ月どれぐらいの賃金アップになるのか、この辺について教えていただきたいと思います。

○議長（西岡利昌） 門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まずはじめに、月額当たりの賃金の増額の金額でございますが、まず、児童クラブ補助員、資格の無いものでございます。それと保育所の調理員、こちらも資格の無い調理員について。こちらの処遇改善としましては、月額当たり 9,246 円の金額の増額としております。また、保育所の調理員で、調理師の資格を持っている者。これにつきましては、月額で 1 万 7,587 円の増額。また、保育所の調理員で、管理的立場にある者につきましては、月額で 2 万 2,110 円の増額。また、保育士、幼稚園教諭の担任を受け持つ場合の職員につきましては、7,638 円月額で増額を行うようにしております。続きまして、それぞれの該当人数でございますが、今回の処遇改善の該当者として、児童クラブの補助員、資格の無い者につきましては 4 人、保育所等の調理員につきましては 10 人、保育所の担任の受け持つ者が保育所では 18 人、幼稚園が 1 人、子ども園が 6 人の合計 39 人を予定しております。以上で答弁とさせていただきます。すみません。あと、処遇改善としての月額当たりの影響額でございますが、37 万 7,528 円の月額当たり町全体での増額となるように見込んでおります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9 番（佐々木隆雄） 今、紹介されましたアップ額は、本当に非常に大きな金額だと思います。最初も言いましたように、思い切って素早く手を打っていただいたという事には、町長以下、皆さんの奮闘を称えていきたいなというように思います。正規職員の方等がですね、今回その対象にはなっていない。他の職との関係もあるんで、この部分だけというのは難しいというふうな事だろうと思いますが、将来的にはですね、職員の皆さん全員の賃上げをやっていただきたいなというふうには思います。財務省によりますと 2020 年の職種別の平均月収、賞与を含むんですけども、介護職で 29 万 3 千円、保育士が 30 万 3 千円、介護士は 39 万 4 千円、それで、全産業平均の 35 万 2 千円を下回っているというふうなデータも出てるようでございます。まだまだそういう意味では、こういうケア労働者の方たちの処遇改善、引き続いて求めていきたいというふうに思いますが、とりあえず今回の措置については大変皆さん喜ぶんではないかと思います。続いて、2 番目の脱炭素化についてでございます。様々な取り組みも紹介もいただきました。私がちょっと調べましたところ、日本における CO<sub>2</sub> の排出量は、発電所、エネルギー転換で 39%、産業で 25%、この 2 つで約全体の 6 割を占めているようでございます。CO<sub>2</sub> の排出量は、電気事業と鉄鋼 12%、セメント 2%、石油精製 2%、化学工業 1%、製紙業 0.2。そういった 6 つの業種に集中しているようです。なお、家庭は日本全国で大体 5%ぐらいになるというふうな事でございます。ですから、日本全体の 5%の中で、砥部町の町内での事業所も含めた家庭を中心にした取り組み、これからもますます重要になってこようかと思えます。答弁の中で、ごみ処理の問題について少し出されましたので、ちょっと関連するので教えていただければと思います。松山ブロックのごみ処理広域化ということで、すでに砥部町でも松山市の方にごみ処理を委託しておりますが、広域検討協議会の基本構想の中に松山市南クリーンセンターの敷地に新施設を設置すると。可



燃ごみの処理には、ストーカ式焼却炉を想定しているんだというふうな文章がございました。ごみを燃やすという事には変わりはないんですけども、その辺について、今、検討する協議会での話し合いというのはどの辺まで進んでるのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 小中生活環境課長。

○生活環境課長（小中学） ただいまの佐々木隆雄議員さんのご質問ですが、広域化協議会におきまして、今現在、3市3町におきまして、パブリックコメントが終了したところでございます。その結果を持ちまして、先日、昨日ですが、幹事会が行われました。そちらに対する回答を今作成中が現状でございます。南クリーンセンターにつきましては、あくまでも構想の段階で、今現状の南クリーンセンターを入れているだけなので、何も決定したわけではございません。地元住民とかのこれから了承も必要になってきます。以上で回答とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） まだ構想という事で、中身はね、わからないというふうな事ではあるんですが、試算のようなものでもいいんですけども、今までの砥部町で燃焼してたものが無くなったわけですね。松山市の方にいって、砥部町のところでのいわゆる燃やしてたエネルギー等々が無くなってるという事ですけれど、その辺の数量的なものはどんなんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 小中生活環境課長。

○生活環境課長（小中学） ただいまの佐々木隆雄議員さんのご質問ですが、美化センター稼働中は、RDFシステムで、砥部町としては二酸化炭素の放出はほとんどございません。今は松山市で燃焼させておりますので、それなりの二酸化炭素は出ておりますが、そちらの数値というものは現在のところは把握しておりません。以上で回答とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） はい、ありがとうございます。砥部町はほとんど出してなかったのが松山市にいったら出てますよというふうな事でね、少し矛盾があるのかなというふうには感じましたのでお尋ねしました。あと、他の市町なんかで太陽光パネルを設置したんですけども、この間のいろんな水害、台風等でですね、その施設が潰れてしまったらとか、非常に災害を受けたというふうな事もあったかと思うんですね。そういう意味では、先ほどの町長の答弁の中にもあったんですけども、例えば太陽光パネルを、砥部町ではこの地域では設置しないでくださいとかいうような地域があるとかですね、また、そういう所に設置したいとかいうふうなもし要望等があった場合にはどのような指導をされるのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 太陽光パネルの設置につきましては、林地でありましたら林地開発であつたりとかですね、今砥部でやっておるのは、屋根に設置しておるのがほとんどという事で、県下の例ではいろんな林地を開発してとかいうふうなところがありますけれども、それは林地開発なら林地開発の所で十分災害とかについては検討するという事でございます。以

上です。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 私ども日本共産党では、気候変動に対する 2030 戦略というふうなものを昨年の秋に出しました。その中身について紹介をしたいんですが、時間がないのでやりませんが、その中にですね、各自治体に太陽光など再生可能エネルギーによる電力の利用、税金の優遇、補助金の申請、脱炭素に有効な製品、サービスの選択など住民や地元企業に専門的なアドバイスを行える支援窓口を環境省や都道府県との連携を強化しながら設置してはどうかというふうな提案もさせていただいておりますことを紹介して、3 番目に移りたいと思います。先ほどの教育長の答弁、以前質問した時の答弁に更に今年の新たな I C T 支援だとか、パソコンの自動採点だとかいうふうな事が更に付け加えるというふうな事でございました。少しコロナの関係でお聞きしたいんですけども、第 6 波の影響で分散登校について実施をというふうな検討はされたんでしょうか。

議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまのご質問に対してお答えをさせていただきます。今回の第 6 波に関しましては、分散登校という事につきましては、念頭にはありましたけれども、検討は行っておりません。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 保護者の方からはそういう要望等はなかったんでしょうか。それから関連するんですけども、35 人学級で以前質問した時に、机と机の間は大体 1 メートル、それから前後は 90 センチ程度離してますよという事だったんですが、これは変わってはないんでしょうか。以上 2 つはどうでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。保護者または学校からそのような報告は受けておりません。そして机の間隔であるとか、そういったことにつきましても、以前と変わってございません。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） スクール・サポート・スタッフ、それから先ほど言いましたような様々な支援システムができて、それを採用しようとするとかいうふうな事なんですが、令和 2 年の 3 月議会の質問の中で、総合型公務支援システムを導入というふうな事も言われておりました。数字ではなかなか難しい部分があるかと思いますが、先生方の勤務時間がどのくらい短くなってるのかというふうなデータは、最新のもので何かございませんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） ただいまの佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えさせていただきます。総合的な公務支援システムでございますが、こちらの方、導入はしている状況ではございます。ただこれ、なかなかですね、この公務支援に繋がる各学校での研修とかです

ね、その機器の作動状況、今現在確認中でございまして、こちらにつきましては、現状変わっておりません。今現在のですね、教職員の残業時間でございますが、各学校まちまちではございますが、お1人、1日2時間から3時間というような残業時間を記録しております。こちらにつきましても、今年度スクール・サポート・スタッフとかですね、ICT支援員、また、EILS、これ、愛媛県の新しい採点システムですが、こちらの方を導入させていただいてですね、削減に努めてまいりたいというふうに考えております。以上で回答とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 引き続いて先生方の負担軽減には努めていただきたいと思います。ただ、先生方がですね、様々な例えば報告をだとか、何かいわゆる授業とは違った分野でのいろんな作業が今度は機械化されることによって増えてくるのではないかというふうなちょっと心配もあります。いずれにしましてもですね、やっぱり授業、学校生活で、直接児童生徒と向かい合うことが先生の1番大きな役割だと思います。そういう事ができるために、負担軽減をお願いしてるわけですので、その辺を改めて強調させていただいて、質問を終わらせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。2番日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 2番日野恵司でございます。本日は2問の質問をさせていただいたと思います。まず1問目でございます。登下校時の荷物の軽減についてでございます。重たいランドセルを長時間背負うことにより心身に影響を及ぼすランドセル症候群という症状がございます。自分に合わない重さや、大きいランドセルを背負ったまま、長時間通学することにより、心身の不調を訴える小学生は3人に1人になっているという調査結果もございます。特に負担の大きい小学生の低学年、これでは、小さな体で重さ3kg以上あるランドセルを背負い通学することにより、筋肉痛や肩こり、あるいは腰痛など身体に影響をきたすだけでなく、通学自体が憂鬱に感じるなど、精神面でも影響を及ぼす可能性がございます。これを受けまして、2018年9月に文部科学省が各都道府県の教育委員会に宛てた事務連絡に、児童生徒の携行品に係る配慮についてという中でも、授業で用いる教科書やその他教材、学用品、あるいは体育用品等が過重になることで、身体の健やかな発達に影響を生じかねないことなどから、各学校における実際の工夫例を作成をいたしまして、適切な配慮を講じるように求めています。工夫例では、宿題で使用する教材等を明示することによりまして、家庭学習で使用する予定のない教材等については、児童生徒の机の中などに置いて帰るいわゆる置き勉について認めています。以上のような状況を踏まえまして、町内の小中学校における置き勉の実態とともに、教育委員会として置き勉に対する考え方について、教育長のご所見をお伺いしたいと思います。2問目でございます。感染症等による休校時の学習指導についてでございます。先日2月10日、麻生小学校でも1日だけではございますけれども、臨時休校になっております。こういった時の対応をどうするかということの質問でございます。新型コロナの急速な感染拡大により、休校や学級閉鎖、あるいは濃厚接触者の自宅待機

など、出席停止等でやむを得ず学校に登校できない児童に対して、学習に著しく遅れが生じることのないようにするために、家庭内での学習及び学習状況の把握などについて、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。まず1点目でございますが、もうすでに小中学生の生徒にはタブレットが配られておりますが、現在オンライン授業ができる体制は各家庭を含めて学校側もそうでございますが、体制ができているのかどうかという点がまず1点目でございます。2点目は、通常授業時において、一部の自宅待機者が発生した場合、この待機者の学習指導はどうするのかという問題です。3点目でございますが、全体的に休校ということになった場合の授業の遅れが生じた場合のフォロー体制、こういったものはどうされるのかと。以上3点を含めて、教育長のご所見をお伺いしたいと思います。以上、教育関係質問2問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 日野議員のご質問にお答えをさせていただきます。はじめに、登下校時の荷物の軽減についてのご質問でございますが、小学生の通学時のランドセルの重さは、4 kg～5 kg、タブレット端末を持ち帰るとなれば、6 kgを超えるという事がございます。小学校の低学年では、体重の約2割程度の荷物を持って登校することになり、身体や精神に与える影響は大きいと考えます。これらの状況を鑑み、小中学校におきましては文部科学省の通知を参考に、理科や社会の教材等を特別教室内の所定の場所に置くことを認めております。また、家庭学習で使用する予定のない教材等につきましては、児童の机の中に置いて帰ることを認めております。ただ、常に教材が家庭にない状況は、特に課題とされる家庭学習の習慣化を図る観点からはデメリットとなる可能性があります。また、学校に置いているものと、家庭に持ち帰っているものとの認識のずれにより、忘れ物が多くなったという学校からの報告もございます。令和6年度からデジタル教科書の本格導入が検討されておりますが、どのような形にせよ、導入されれば重い紙媒体の教科書との棲み分けが明確になり、通学時の負担がより軽減されるものと思われまます。今後、児童生徒の心身の状況を注意深く観察し、健康に配慮しながら、毎日不安なく通学できるための、より良い環境づくりに努めてまいります。次に、感染症等による休校時の学習指導についてのご質問でございます。まず、1つ目のオンライン授業ができる体制は整っているかについてのご質問でございますが、一部、通信環境が整っていない学校を除き、タブレット端末を活用したオンライン授業ができる環境は、概ね整っております。次に、2つ目の通常授業時において、一部自宅待機者の学習指導はどのようにするのかについてのご質問でございますが、タブレット端末で、授業の板書やワークシートを閲覧できるような体制を整えております。また、プリント類を自宅に届け、家庭でできる教科書やドリル等の場所を指示した上で、後日、教師による学習状況の把握と個別指導を行うなど、可能な限り家庭学習を支援しております。次に、3つ目の授業の遅れが生じた場合、フォローはどのようにするのかについてのご質問でございますが、昨年度、4月から5月にかけて長期の臨時休業を余儀なくされたときには、朝の会などを活用したモジュール学習の導入、時間短縮による授業時数の確保、さらに長期休業期間の短縮や学校行事の

精選などによって学習の遅れを取り戻す取り組みを行いました。今後、授業の遅れが生じた場合には、タブレット端末の活用や、こういった経験を踏まえて対応したいと考えております。いずれにいたしましても、どのような状況下においても、学びを止めないという基本的な考え方の下、子どもたち誰一人取り残すことなく学びを保障するため、創意工夫を凝らして教育活動を進めてまいりたいと思います。以上で、日野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。今、まず1番目の問題の重さの問題でございますが、今の教育長のお話からしますと、現状は4.5キロ、この2割程度というのは、おそらく子どもさんの体重の2割程度と。こういう形だと思います。そういうデータが確かに出ております。この置き勉についてもですね、文科省の方からこういう形で事務連絡という形で全国の教育界に流れとるわけですが、この中でもまだ半数近くはやってないというのが現実なんですね。後の半分ぐらいがやってると。なんでやってないのかというと、先ほど教育長が言われたですね、やってない理由としては、忘れ物が多なるとかですね、あるいは次の学習の予定をできないとか、あるいは保護者のですね、保護者宛に持って帰らなければいけないという手紙等をですね、一緒に置いて帰る可能性があるとかって、いろんな要素があるみたいです。そのためにまだ半数近くしか普及してないというのが現状でございますけれども、本町の場合はですね、置き勉についてもしっかりと理解をしていただいて、やられてるという事なので、非常にありがたいなというふうに思います。ただ、少し私とも意見が違うのはですね、子どもの体重の2割程度というふうな事のご意見でございましたけれども、本来ですとですね、1割から2割ぐらいと。例えばアメリカの小児学会なんかはもう10%であるというふうな事が言われております。日本の一部10%から20%ぐらいというふうな事で言われておる人もいらっしゃいます。これは私が理解してるのは、小学校低学年であれば1割ぐらい。だんだんだんだん子どもが成長するにつれてですね、体格もよくなってきますから、そうすると2割程度というふうな感覚で思っておりますので、私がここで言うですね、小学生3年生以下というふうな事になりますと、やはり1割程度が妥当な目安じゃなかろうかというふうには考えております。そこでお聞きしたいと思うんですが、教育長のご答弁の中にもありましたけど、いろんな対策が取られておるようでございますが、少し私が聞いた段階ではですね、各学校で少しずつこう、アンバランスと言いますか、まちまちな意見があると。あるいは、中学校であれば教科の先生によって、あるいは小学校で言えば担任によって多少この置き勉の考え方が違うというふうなことを聞いておりますので、そういった関係で文科省の方の事務連絡に応じたですね、例えば砥部町として、こういう置き勉に対する考え方の一定の統一的な指針があるのかどうかですね、この点1つ伺いたしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。現実的にはやはり、先生によっていろいろ考え方も違いますし、学校の全体の校長の意見も違うところがあるところは認識をしております。そのあたり、統一的にですね、どういうふうな運用をする

かという事は課題ではございますけれども、現在教育委員会として統一した指針というものが今のところはございません。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 統一的な指針がないという事でございますので、ちょっとこれから言うですね、私の数値も参考にさせていただいて、少し前向きに検討をしていただいたらというふうには考えております。ランドセルメーカーのセイバンという会社がですね、2018年に行った調査でございますが、小学生のランドセルの中に入れる教科書ですね、これの平均的な重さが先ほど言われた小学校1年生で3.6、小学校6年生で5.5kg。いわゆる教科書だけですね、教科書だけ。そうなりますと、これプラスアルファのランドセルの重さがありますので、このランドセルの重さが1.1からいいもので1.4ぐらい。これを合計しますと、小学校1年生で約5kg、6年生で約7kgという数字が出ます。これあくまで置き勉をしてないという前提で教科書をランドセルに入れましたよと。その含めての重量でございます。今ですね、小学校1年生の愛媛県の平均体重、これが愛媛県の数値によりますと21.3kg。小学校2年生が23.9kg、約24kgぐらいですね。小学校3年生で26.8kg。こういうふうな平均体重でございます。これから言いますと先ほどの10%にするのか20%にするのかの違いはありますけれども、実際私がですね、知り合いの子どもの所に行って、計ってまいりました。計り持って行ってですね、計ってきまして、実際の重さがどうなのかというのを調べてまいりました。麻生小学校の2年生女の子でございます。体重23kg、ほぼ平均から若干低めの体重ではございます。これで徒歩600m。自宅から学校までの距離ですね。だからその荷物を背負って歩く距離がありますので、当然ながら遠ければ遠いほど負担があるという事でございますので、600m。先ほど教育長が言われたように置き勉も現在しております。置き勉の対象の教科書というのが、図工、道德、書写、生活、音楽、絵具道具、道具箱、鍵盤ハーモニカと。この辺りは学校に置いとるようでございます。それで私が行った日は、月曜日でございます。月曜日の時間割を見せていただいたら、国語、図工、図工、道德、算数と。この図工、図工、道德というのはですね、置き勉しとりますから、これは荷物に関係ないという事ですね。そうなりますと、ランドセルの重さがですね、1,338g、1.3kg。国語、教科書、ノート、文字のけいこ、文字のノート、この辺りで630g。図工、図工、道德というのはありませんので、残り算数、教科書、ノート、ドリル、ドリルノート、計画帳726g。それからこの子の場合は、自主勉強ノートというのを持って行っております。よいこノート、これも持って行っております。これ322g。筆箱300g。水筒、今頃は水筒を持って行ってるようですね。これがですね、重い。ちょうど1kgです。これだけ合わせますとですね、置き勉したにも関わらず、ランドセルを背負って行きよる重さがですね、4,316。この子の23kgの体重にしてみたら体重の18.7%。これを持って600m歩いて行きよると。だからこれが負担になるのかならんのかという問題はありますけれども、先ほど言いましたように、私としてはですね、小学校3年生以下であれば、やっぱり自分の体重の10%ぐらいがせいぜい関の山だろうと。まだあるんですね、これ。実はこれにですね、月曜日、金曜日というのは、体操服、上履きシューズ、歯磨きセット、帽子、こんなんを袋に入れましてですね、持って行ってるんですね。これが1.1kgあると。これを足しますとですね、それと、タブレット。

タブレットが 1.1 k g あります。これを一緒に持って帰っていくとなりますと、6,400、6.4 k g あります。子どもの体重にしてみたら 27.8%の重さを背負って行ったり来たりすると。ですからタブレットにしてみても、上履きシューズとか、あるいは体操服にしてみてもですね、週末にダブらせる必要ないんですね。文科省の工夫例の中にもありましたですけど、その持って帰る日をずらすと。こういうことによって一人の負担を軽減すると。こうしなさいよというふうにかかれとるわけですね。ですから、そこらへんの指導も含めて教育委員会としてはですね、学校側に対して統一的なものを出すべきじゃなかろうかというふうに思っております。これもほとんどですね、何が別の子と違うか言うたら、水筒の重さぐらいなんです。あとは皆同じなんです。例えば、国語と算数というのは大体ほぼ毎日あるようでございます。そうなるんですね、あとの教科はあっても、学校に置いとるわけですから、別段問題ない。という事は、これが今の 4.316、その体操服とかタブレットなんか入ってない状態の分をそのほかの曜日もすべて持って行ってるという事になります。だからそのあたりを含めてですね、ぜひ、これを言うてみたら小学校1年生から6年生まで6年間するわけですね。ですから、そのあたりの事も含めて、ぜひそういう統一的なことはですね、していただきたいと思いますが、もう一つですね、この水筒なんです、ちょっと教育長にお伺いしたいと思うんですが、この水筒、今の時点で1 k g。おそらく保冷性なんかも含めて、ちょっといい水筒を持って行ってるんじゃないかと思えますけど、これ、今から夏場にかける。あるいは、運動会シーズンの練習に入る。こうなるんですね、その子に聞いた話では、1年生の時にどないしよったんという話を聞いたら、2つ持って行きよった言うんですね。1つでは足らんからもう1つ予備の分を持って行くという形なんです。こうなりますと、また重たくなると。もしあれやったら、学校にですね、例えば普通の水道の水飲めばいいんじゃないという話をしたんですけど、水道の水やなしに先生の方からはそういうもんを持ってきなさいと言われてたということなんで、もしそれに代わる、例えば1つは持って行くにしてもですね、あと足らなくなった場合の補充と言いますか、そういうものは今現在どういうふうな形になっとなるのか、ちょっと参考程度にお聞かせ願えたらと思うんですが。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 日野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。今現在、学校の方では、水分補給用にですね、臨時的な水分補給としての数は十分ではございませんが、補給用のですね、水分の購入費というのは設けておりましてですね、適宜、購入はしております。ただ、これが全児童のですね、その2回分全員を賄うほどの量はございません。あくまでも緊急用としてのですね、購入はいたしております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 緊急用で置いておられるという事なんです、ちょっと、宮内小学校の子どもなんかに聞いてみますと、あその場合は、水筒の中身が無くなればですね、ペットボトルを先生に言って、貰って、次の日にそれをお返しするみたいな形でですね、補充してるようでございます。学校によって多少、いろんなケースがあるみたいですので、そういうものも含めて少し検討していただいて、それが結果的には、子どものですね、通学時の重量の重さにやっぱり影響してくるんだらうと思いますので、ぜひ、そのあたりを含めて検

討をお願いしたと思います。以上1問目の質問を終わります。2問目でございます。オンライン授業の問題でございますが、オンライン授業、一部できてないというふうな事でございますが、ほぼ、概ねできてるという事でございます。その中で、タブレットを配る時にですね、当初、学校に対して調査をしてるんじゃないかと思います。お宅の家庭については、ネット環境がありますか、どうですかというふうなですね、調査結果があると思いますが、その調査結果を、ほとんどの所はおそらくネット環境はできてるんじゃないかなろうかと思いますが、すけれども、できてない所がいくらぐらいの世帯があったのかですね、それをちょっとお聞きしたと思います。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 日野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。ネット環境を整えてない家庭というのはですね、これどうしてもご理解をお願いするようにはですね、依頼はしておるんですが、どうしても繋ぐ事ができないという家庭はですね、各学校どうしても数件ぐらいはございます。正確な数値は今申し上げられませんが、数件程度でございます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 数件ぐらいあるという事なんで、やむを得ないのかなというふうな事はと思いますが、そういう児童に対してもですね、今度オンライン授業が始まった時にできないわけでございますので、その学習の方法については、ぜひ、お願いしたいというふうには考えております。それから、これは私らがここに入る前の話で、恐縮でございますが、令和2年度の12月補正の中で、インターネット環境が整っていない家庭に対して貸与するルーターを63万、あるいは63台購入をされております。これについてですね、実は私、ルーターの購入費だけしか上がってなかったんで、それに対して、通信費はどうなっとなのだと。通信費の方が月々ですから、高いですから、これはルーター1万円ですよ、結局63台の63万円の計上しとるわけですから。その通信費については、どうなっとなだろうかという事をお尋ねしようかと思んですが、実はこの今年度の当初予算の概要の中にですね、103ページの中にそれが入っておりましたので、一応それについては省略したいと思うんですが、この当初予算の中に入っておる通信費の計上については、63台分と言いますか、63世帯と言いますか、このための通信費なのかどうかですね、その点ちょっとお伺いしたらと思うんですが。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 日野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。ご質問のルーターでございますが、これ、63台2年度において購入させていただきました。ただこれのですね、利用状況は芳しくないと言わざるを得ないという事でございます。というのはですね、その各家庭の方で、うちのルーターをお貸しするよりもですね、直に事業者の方から借りの方が安い場合とかですね、いろんな条件がございますので、なかなかうちが購入したルーターをお貸ししておる案件は数件でございます。今年度の新年度事業予算に組んでおる通信費でございますが、こちらにつきましてはですね、支援を必要とされる家庭の方のみでございまして、一般の家庭につきましてはですね、ルーターお使いする場合は、自己負担



でお願いするようにしております。あくまでも、この公費で賄う分は、支援を有する家庭のみという事でご理解していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 貸与するルーターがあんまり芳しくなかったという事ですが、松山市なんかの方はメーカーさんだけ紹介をしてですね、そこで話し合いをしてもらうという事で、なんかできとるようでございますが、砥部町の場合、こう見たらですね、購入すると。それを貸与するという形で考えておりましたので、なんでやろうなというところで、逆に不思議だったんですが、メーカーさんだけ紹介してあげて、あとはそちらの方でやってくださいという方が全然楽だというふうには思っておりましたんですが。あとの通信費の方については、いわゆる準要保護者とか、要保護者の方の世帯だというふうに理解をしとりますが、そういうとこの為に、通信費、本当にこれも月額にするとかなり結構な金額はやっぱりいると思いますんで、ぜひ、その方向でお願いできたらというふうに思います。それから2番目のですね、通常授業時において、一部自宅待機者の学習指導はという点でございますが、私もちょっと意図がなかなか伝わらなかったという点でもあるんですが、学校の授業の場合は対面式でいて、こういう形で先生と生徒がやり取りをすると。オンライン授業の時もですね、できたらそういう方向がベストだろうというふうな事で、おそらく今までやったことないといえますので、聞いたらやったことないというので、どういう方法かちょっとわからないんですが、推測しますとですね、おそらく同時双方向型でやるんだろうと。同じように、例えば学校と同じようにですね、先生方が教室の中から家庭に対して訴え、なんか質問あれば逆に子どもたちの方から質問をされるというふうな形の双方向型ですね、こういうものをやるんだらうと思いますが、私がこの2問目の中でちょっと問いたかったのはですね、普通、通常に授業を学校でやれんと。一部家庭で、例えば数名が濃厚接触者とかいうかたちでどうも家で待機しとかないかと。そういう時の場合に、防音にしてですね、ここのドリルだけやってくださいみたいなかたちでそれを終わってしまう可能性がある。それで次のステップにいく可能性がある。おそらくその子たちが復帰して、あそこの何時間目の授業については、ほんなら別枠で補習しましょうという形にはおそらくならんだらうと。先生の数もないわけでございますから。そうすると、1番いいのは、ウェブ会議システムでもって、同時双方向型で、その子たちも学校で授業しよる風景、あるいは音声も含めてこどもたちの家庭にそのまま伝えと。それが本来オンライン授業ですから。それでもって、同じ授業をリアルで受けることができると。これすれば、フォローする必要がないと。それができるような体制が今現在あるかないかという事を実はお尋ねしたいんですね。その点いかがでしょう。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ご質問にお答えをさせていただきます。体制があるかないかと言われると体制はございません。ただ、議員さんおっしゃられるようにやっぱりそういった同時双方向型の授業と言いますか、家に居ながら同じ授業を受けられるという事はですね、必要かと私は思っております。実際ですね、やっぱり先進地の学校では、そういったこともされておるといようなことも聞きます。ただ、通信容量が莫大な容量になりますので、そのあたりも十分検討をしなければいけないというふうな事は考えております。という事で、こ

の双方向型の授業につきましてはですね、今後の大きな課題と捉えてるところでございます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。そういう事の方が学校の先生の負担も少なくて済むんだらうと思いますので、ぜひ、そういうふうな同時双方向型のオンライン授業できるようなですね、システムを早急に作っていただいて、確かに言われるようにですね、容量があるので、容量がいるという事は、すなわち月額のお金が高くなるという事でございますので、そこらへんも含めてですね、やっぱり慎重に検討せないかんのかなというようには思いますが、1番ベストな方向で、全ての子どもたちに不公平感のないような教育が受けられるように、ぜひ、教育委員会としてご検討していただいてという事をお願いをいたしまして、教育関係の2問の私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は10時50分の予定です。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。1番高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 1番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。1点目です。ごみの戸別回収・火災警報器の無料交換サービスの導入についてです。高齢者や障がい者をサポートするため、ごみの戸別回収及び火災警報器の無料交換サービスを導入されてはいかがでしょうか。ごみの戸別回収サービスは、自力で家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者をサポートし、玄関先で戸別回収するもので、ごみ出しに親族や近隣住民の協力を得られない方、週1回程度、町から委託を受けた業者が回収いたします。ごみがない場合でも、業者が声掛けを行うことで社会的孤立を防ぎ、ごみ出しの負担軽減だけでなく利用者の安否確認にも繋がります。次に、火災警報器の無料交換サービスですが、高齢者や障がい者世帯の住宅火災を防ぐため、火災警報器の取付や交換作業を無料で実施するものです。住宅に警報器設置が義務化されてから10年以上が経過しておりますが、劣化した機器の更新や未設置の世帯への普及にも寄与すると思われます。対象世帯は、障害者手帳の交付を受けている方や、自力での交換が困難な方、独居や高齢者などが考えられますが、住宅火災の被害者の多くが高齢者であることを踏まえると、防災減災の一環として取り組んではいかがでしょうか。以上、町長のご所見をお伺いいたします。2点目です。IoTテクノロジーを活用した新しい見守りサービスの導入についてです。コロナ禍で外出の機会が減り、近隣住民との繋がりも希薄になりつつある中、地域での見守り活動も以前のように機能しておりません。近年、子どもが犯罪に巻き込まれ

る事件が後を絶たない中で、子どもの安否確認に役立つ見守りサービスを導入している自治体があることを知りました。専用の見守り端末で位置情報を記録するタウンセキュリティを提供するもので、専用端末、発信機ですが、それを付けた子どもが、町内の協力店舗や事業所等に設置された基地局を通過したり、指定のアプリをインストールした住民とすれ違うことで、位置情報が記録されます。緊急時には、保護者が子どもの居場所を問合せることができ、機能を特化することで学校に持ち込みやすくしたそうです。I o Tテクノロジーを活用した新しい見守りサービスは、子どもだけではなく、徘徊する認知症の方などの発見にも役立つのではないのでしょうか。個人情報にも配慮でき、住民の安全安心につながるサービスの導入をぜひ検討していただきたいと思います。町長のご所見をお伺いたします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員のご質問にお答えします。はじめに、ごみの戸別回収・火災警報器の無料交換サービスの導入についてのご質問ですが、まず、ごみの収集方法につきましては、本町ではステーション方式を採用しており、戸別回収は行っておりません。収集場所への搬出が困難な高齢者や障がい者の方からは、ごみ出しを含めた身の回りのこと全般にわたってご相談いただいておりますが、介護度や障害支援区分に応じて、ホームヘルプサービスによる支援を行っており、訪問したヘルパーが掃除や洗濯のほか、ごみ出しも行っております。また、アクティブシニアボランティア講座の受講生から誕生した有償ボランティアほっとけれんや、各自治会内での支え合いの活動も生まれており、公的支援のほか、これら共助の活動の広がり支援していくことで、高齢者や障がい者を支える地域コミュニティの強化を図ってまいります。次に、火災警報器の無料交換サービスについてのご質問ですが、本町では、火災発生の感知、避難が著しく困難な障がい者のみの世帯へ火災警報器購入費用助成を、独居高齢者等へは火災警報器を含む緊急通報装置の貸与を行っております。また、火災警報器の取り付けにつきましては、設置者から相談があった場合に砥部消防署が無償で対応しております。これらの制度について、十分周知を図るとともに、適切な時期に交換を推奨していくことで災害弱者に対する支援を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。2点目のI o Tテクノロジーを活用した新しい見守りサービスの導入についてのご質問ですが、急速に進むデジタル社会にあって、我々地方公共団体においても、地域課題の解決や魅力向上のため、I o Tをはじめとしたデジタル技術の活用が求められており、高橋議員ご提案の見守りサービスもその一つであると思います。県内でも、新居浜市において小学生を対象とした実証実験が行われておりますが、通学路上に店舗や事業所の少ない本町では、受信機の設置場所として、電柱や街路灯のほか、民家の協力が不可欠であり、高齢者の見守りも含めると、さらに広範囲な検討が必要でございます。また、実施に当たっては、多くの方に専用アプリをインストールしていただく必要もあります。今後、先進地の取り組みを参考に、本町での実現性や実施可能な導入形態などについて十分検討するとともに、地域の子どもは地域で守るという意識高揚に努めてまいりたいと考えておりま

す。以上で、高橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 高齢者や障がいのある方への支援を様々に行っているのは、大変安心ではありますが、例えば私の住む千足区は、半数の世帯が自治会に未加入です。他の区も似たような状況にあるとは思いますが、このような未加入の方に情報が行き届かず、支援を受けられない場合があると思います。町長の言われた有償のボランティアや自治会内で助け合う公助、共助の取り組みにどうその方々を結び付けていくかも今後の課題と思われます。どのようにお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 地域の区に未加入という問題については、区長会あたり等でもいろいろ問題にはなっておりますけれども、先ほど私が答弁した中には、未加入の方についても同ような扱いでございますので、そういったことについてはできるというふうに考えております。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 未加入、加入に限らず同じ町民として扱っていただくのはありがたいと思っております。また、新潟県の新潟市の例なんですけれども、中学校のボランティア活動として、ごみ出しの手伝いの希望者を募り、通学路近くの支援の必要な方とのマッチングを行い、学校へは備品購入に充てても可能な支援金を出し、生徒には感謝状と図書券を贈呈するという取り組みが行われております。人口も減り、若い世代も少ない地域だと思うんですけれども、これも地域との繋がりができ、他者への思いやりを育む機会ともなりますけれども、これ学校の事ですので、このような取り組みについて、教育長のお考えをお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。実際、おっしゃられた取り組みという事につきましては、私承知しておりませんけれども、取り組みとしては将来を見越したいい事業だとは思っております。ただ、先ほど来、ご質問もございましたけれども、やはり学校の負担になるというようなことがあってはですね、困りますので、そのあたりも十分検討はする必要があると思います。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 大洲市は戸別回収が始まっております。松山市も実証実験を決めておるようです。やはりこれ、今後の課題として、孤立を防ぎ、より暮らしやすく安心な生活を守るために、今後の人口の高齢化度もあると思うんですけれども、回収方法もステーション型から戸別型、混ぜた取り組むような方法も将来的には必要かなと考えます。それも見越して、今後の課題としていただきたいなと思っております。次に、火災警報器の購入費の助成や通信機器の貸与ですが、砥部消防署が無償で対応する取付等、どのぐらいの利用者があるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（西岡利昌） 門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） 高橋議員さんのご質問にお答えいたします。火災報知機の設置に関する状況でございますが、年間数件程度、5件程度以内と聞いております。まだまだ周知が行き届いてないと感じておりますので、今後はそういったところでPRの方をしてまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 思っていたより少なかったのでもっと驚きましたが、これはとてもいい制度だと思いますので、今後周知を図るとともに、新年度に計画されております防災マップの更新事業の中にも何がしかの形で反映していただいて、掲載するような取り組みをしていただきたいと要望いたします。続きまして、IoTテクノロジーを活用した見守りサービスについてですが、新居浜市の実証実験、小学生対象ですけれども、地元のケーブルテレビのサービスを利用しておるようです。私が参考としたのは、福岡県のベンチャー企業の見守りサービスです。本年の4月からこのサービスを導入する人口2万4千人、本町と同程度ですが、奈良県の王寺町という所があります。受信機の設置場所として、自動販売機を利用するために大手の飲料メーカーと提携を結びました。既存の自販機に加え、受信機が必要な場所には追加で設置ができ、固定基地局の端末を取り付けることができます。本町のように、店舗や事業所の少ない地域でも対応できる優れたアイデアであり、自販機は災害時の飲料としても活用できます。この固定基地局はバスやタクシー、ごみ収集車、動くものにも付けることができます。受信機設置の目途が立てば、検討の余地はあると思います。本町の防災計画に取り入れたりするお考えはいかがでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員さんのご質問にお答えします。全国でいろんな取り組みをしておる。それを議員さん、参考にされて質問をしておるのではないかというふうに思いますけれども、まだまだ十分検討の余地があるというふうに個人は考えておりますので、砥部町といたしましては、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） もし、実施するにあたっての専用アプリのインストールの事も、町長は言われていたと思うんですけども、学校単位で導入するとなれば教育委員会で推進して、PTAや各自治会もご協力いただけたと考えてます。地域の子どもは地域で守るとありますように、災害時の安否確認や高齢者の見守りにも役立ちます。そういう考えの下、教育長のお考えもお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ご質問にお答えをさせていただきます。議員さん言われるように、ものすごく広がりのある制度だと思います。学校教育という事に関して申し上げるならば、今現時点で登下校というところで位置確認と言いますか。そういう事が必要になってくるんだろうというふうに考えておりますけれども、現在GPSを活用した居場所確認サービスと

というようなものを民間企業がですね、やっておるというような現状があると思います。先ほど申しましたように児童生徒の登下校の見守りに関してはですね、保護者に応じて、必要であればそういったサービスを利用するというような方もいらっしゃるのかと思いますけれども、教育委員会の登下校に関しましては、現在のところは課題というところは認識しておりますが、町全体でそういった防災であるとか、いろんなことにこのシステムを入れていこうということであれば、学校といたしましてもアプリのインストールであるとか、そういったことは最大限の努力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） デジタルトランスフォーメーションの技術もこれから活用していく昨今でございますけれども、いち早く愛媛県でも本町が取り組んで実現したというような実績ができるよう皆様とともに力を合わせて砥部町に貢献してまいりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員の質問を終わります。4番原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 4番原田公夫でございます。今回2点質問させていただきます。まず1点目ですが、高齢者の健康対策の取り組みはでございます。高齢者がいきいきと暮らせる地域社会をめざし、介護・高齢者福祉サービスガイドブックが昨年度改訂されました。ガイドブックの内容は、利用できるサービスの内容や費用などとなっています。サービス内容の周知も必要なことではありますが、まずはサービスを受けなくても、健康に楽しく生活できることが、一番大事ではないかと考えます。少子高齢化が進む中、今後、団塊の世代が後期高齢者に仲間入りをすることにより、後期高齢者の急激な増加が見込まれます。健康寿命を延ばすことで、平均寿命との差を短くし、高齢者が健康で生きがいを持って、住み慣れた地域で暮らせるための取り組みについて、本町ではどのように対応していくのか、町長のご所見をお伺いします。2点目ですが、児童生徒の体力向上の取り組みはについてでございます。スポーツ庁は昨年12月、2021年度全国体力テストの結果を公表し、その結果によると、前回19年度から点数が下がり、子どもたちの体力低下が鮮明となりました。テストは小学5年と中学2年を対象で、愛媛県教育委員会が公表した市町別結果でも、小学5年の女子以外、県平均は全国平均を下回っていました。本町で見てみると、小学5年の男女は、全国平均、県平均をともに下回りますが、中学2年の男子では、全国平均、県平均を上回り、女子は横ばいでした。今回のテストでは、コロナ禍ということも影響しているかもしれませんが、まずは全国平均に近づけるよう、体力を向上させる必要があると思います。本町における児童生徒の体力向上について、どのような対策を講じていくのか、教育長のご所見をお伺いします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、高齢者の健康対策の取り組みについてのご質問ですが、高齢者が健康で生きがいを持って、住み慣れた地域で暮らすためには、健康寿命を延ばすことが大切であると認識しており、壮年期から高齢期まで切

れ目なく医療、福祉、保健が連携して健康づくりを支援する取り組みが重要であると考えております。まず、40 歳から 64 歳までの壮年期の施策として、特定健診や、がん検診の受診率の向上に努めるとともに、個別訪問などによる保健・栄養指導の実施など、生活習慣病などの早期発見や疾病予防、重症化予防に力を入れております。また、65 歳からの高齢期の施策として、介護の大きな要因となっている生活習慣病を予防するため、国保特定健診や後期高齢者健診のほか、独居高齢者や高齢世帯を対象とした健康状態や生活状況のアンケートなど、高齢者の保健事業と介護予防事業の連携により実態を把握し、重症化予防に特化した保健・栄養指導を実施する個別支援と、加齢による身体や認知機能の低下を防ぐための フレイル予防教室などの集団支援に繋げることで、健康づくりを支援しております。今後も、この取り組みを継続することで、健康寿命の延伸に繋げてまいりたいと考えております。次に児童生徒の体力向上の取り組みについてのご質問は、教育長が答弁をいたします。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員のご質問にお答えをいたします。児童生徒の体力向上の取り組みについてのご質問でございますが、今年度の全国体力テストの結果につきましては、ご承知のとおり一律に低下をしております。過去 2008 年度以来でございますが、男子につきましては、最低を記録をいたしました。スポーツ庁は、この背景には新型コロナウイルスの感染拡大による運動時間の減少、また学習以外のスマホやゲームに費やすスクリーンタイムの増加などが要因であると分析をしております。本町の結果につきましては、ご指摘のとおり小学 5 年生の男女とも全国、県平均を下回っておりますが、中学 2 年生は男女とも全国、県平均を上回っており、男子におきましては県内トップクラスの数値を記録をしております。各学校では、毎年、体力テストの結果を踏まえた体力アップ推進計画を立てて、体力向上に取り組んでおります。例えば、瞬発力の向上を目指し、なわ跳びを行い、ある学校では全校あげて業間に、四国一週マラソンを実施して、運動時間の確保と運動習慣の定着を目指しております。また、中学校では基礎体力を高めるため、体育の授業で毎時間砥部中独自のサーキットトレーニングを取り入れるとともに、運動部の活動におきましては外部の指導者とも連携を図り、種目の特性に応じた体力向上に努めております。体力向上においては、運動することの楽しさや喜びを、運動習慣の定着に繋げることが重要だと思います。そのため、コロナ禍においても滞ることなく、創意工夫を凝らした体力アップ推進計画の取り組みを力強く推進するとともに、体力向上はスポーツ庁の分析からも推察できるように、家庭での過ごし方にも関係いたしますので、家庭や地域と連携、協力して、児童生徒の体力アップに努めてまいりたいと思います。以上で、原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4 番（原田公夫） まず 1 点目の高齢者の健康対策という事で、先ほど町長の方から 40 から 64 歳までの壮年期の施策と 65 歳からの高齢者の施策というようなことで、いろんな施策をやっておると。個別支援と集団支援に繋がっていくというような事、先ほどご答弁いただきました。その内容等につきまして、昨年 3 月に砥部町高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険

事業計画と、3年から5年度までの計画が出されておりますが、その中の3章の次辺りに高齢者がいきいきと暮らせる地域社会を目指してというようなことで、似たような内容の事が書かれております。先ほど答弁いただきました内容につきましては、この昨年の3月に計画書できておりますので、3月以降、1年ぐらいになるわけなんですけど、いろんな計画でそれなりに実績があらうかと思えます。もしそういった実績がわかるようでしたらお知らせ願いたいと思えます。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの原田議員さんのご質問にお答えをいたします。高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画という事で、令和3年の3月に策定をいたしまして、その中で施策体系としましては、基本目標の中で高齢者が健康で要介護にならない仕組みづくりという事で、健康づくり活動の推進という中で、先ほども答弁の中でありましたように、保健事業と介護予防の一体的実施という事で取り組んでおります。この内容につきまして、介護福祉課で取り組んでおりますのは、フレイルと申しまして、自宅に閉じこもって、特にコロナ禍でなかなか家に閉じこもって身体的に虚弱になったり、また、食事をあまり取らなくなって、そういう体力が落ちたりというような方を基本チェックリストというものがございまして、いろんな設問を用意しておりますが、それらを民生委員さんにご協力をいただきまして、独居の方や高齢者の世帯を訪問しまして、令和3年度に砥部校区で高齢者世帯410人、それと令和2年度から取り組んでおりますが、それらで虚弱、フレイルではないかと思われる該当者40人に対しまして、7月から8月に取り組みました。そこで、450人の中でフレイルと思われる方が72人おられまして、これらの方へ保健指導を実施しております。その数が25人でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 実績として、チェックリストを民生委員さんにご協力いただいて取り組んでおるというようなことで、また、後段で言われておりました450人のうち72人に保健指導をしたというような事言われております。保健指導という事なんですけど、私も1年に1回は人間ドック行ってますけど、やはり多少そういったことも言われる部分がありますけど、そのアンケートみたいな中で、保健指導を受けた時にきちんとそれを守りますかというのと、なかなか食生活であったりとか、いろんなことで実際生活する上では今更というような気もすることもあるんですけど、そういったことでなかなかそれを実践できないというようなことがございます。この保健指導をしたという事なんですけど、その保健指導をすることによって、なんか効果が、目に見える効果があるんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの原田議員さんのご質問にお答えをします。先ほど、令和3年度に取り組んだ人数450人と申し上げましたが、令和2年度にフレイル該当者が40人と申し上げました。令和3年度に見つかったこの72人についても、継続して保健指導が必要な方には毎年ですね、保健指導を繰り返していくというようなことになろうかと思えます。



1回保健指導をしたり、フレイル予防教室に参加いただいたりして、数回で目に見えて改善するというようなものではございませんので、経年でですね、そこらをまた評価してですね、体力測定とかいろんな取り組みをしてですね、また、健診の結果であったりというのを経年で見て、保健師、栄養士が保健指導、栄養指導をしてまいりたいと考えております。その中で改善がみられる方もおられるし、おられない方も出てこうかと思えます。いずれにしましても何年か継続してそういう保健指導に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 継続して効果が出るように指導を続けていただければと思います。高齢になってくると、まず体が衰えると心も弱ってくると。年を取るとどうしても孤独を感じやすくなるとか。だからこそ、やっぱり人との繋がりが大切になってきて、互いに自立した、それも程よい距離感を持った付き合いが1番望ましいとかいうふうに言われております。そういった人との繋がりがあって、暮らしの中に楽しみを見つけている人の方が幸せな生活を送っていると。こういうふうに言われております。そういったことで、適度な距離をもって、いろいろ活動をしていくというのが健康の心メーターに反映するんじゃないかというような気をしております。砥部町、ちょうど2年ほど前ですか。高齢化率で言いますと、2019年の時が32.0でした。本年の4年の1月31日の時点では、34.3%と。県が33.2%ですので、県の平均よりも砥部町は高齢化が進んでおると。人口減も進んでおると。10年ぐらい前の2009年の時は22.6%でございましたが、それから言うとか高齢化はかなり進んできておると。その中で、健康寿命、平均寿命というのがございます。平均寿命につきましては、昨日もちよつと、テレビのニュースとかで言うておりましたが、2019年の時には、平均寿命が男性が81.41、女性が86.86。2020年には81.64、女性が87.74と、だんだん平均寿命が延びてきております。その中で、やはり介護を受けたり、寝たきりになったりせず日常生活を送れる期間を示す健康寿命。この健康寿命というのが、2019年の時には72.68、女性は75.38ということで、やはり平均寿命との間に5年から10年の間は健康じゃない部分も出てくるんじゃないかという事が想定されます。これは、健康寿命につきましては、3年ごとに公表という事でございますので、いろいろ変わってくるのかもしれませんが。愛媛県の場合は、2021年、最近発表があったような部分では、男、健康寿命71.33、全国で45位、女性が74.59で全国32位という事で、健康寿命で言いますと、愛媛県は下位にいるというようなことでございます。その解消のためにもやはり、健康寿命を延ばすという取り組みが必要になるんじゃないかというふうに思います。健康寿命が短くなると平均寿命が長くなるという事で、人口構造、先ほど町長の方の答弁にも多少ありましたが、それに伴って社会保障、年金とか医療とか介護とか、そういった社会保障に必要な経費が膨張してくると。この福祉計画のところで書いておりましたが、団塊の世代は、75歳以上になるのは令和7年、2025年でございますが、それらに伴う事も含めまして、令和22年、2040年には年金や医療や介護の体制維持が困難になるんじゃないかと。そういったことも言われております。まさにそういったことを考えますと、いろんな部分で一長一短あるのかもしれませんが、健康寿命で、やはり何もサービスを受け

なくても元気で社会生活ができると。そのためには、地域の人の関わりというのも大事な事かと思います。令和元年の時に、関連した高齢者に対する質問を私したんですが、その時には、答弁で加速する高齢化に対する取り組みという事なんですが、自助、共助、公助の支援に努めるという事で、老人クラブやシルバー人材センターへ支援を行って、アクティブシニアボランティア養成講座や生活サポーター養成講座を開催して、社会福祉協議会と連携して介護予防教室を開催、地域コミュニティの充実に取り組むというような3年前に答弁いただきました。そういったことで、先ほど今回は昨年の3月の分でお伺いしましたが、3年前から似たような内容の部分も多少答弁でいただいておりますが、そのことに、そん中で例えばシルバー人材センターとか、老人クラブへの支援という事で、高齢者健康対策にどういった支援が具体的にはされたのかいうのをお聞きしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの原田議員さんのご質問にお答えをいたします。令和元年度の議会で独居高齢者対策という事でご質問をいただいた時に、自助、共助、公助という事で見守りや社会参加について支援をしていくという事で答弁をさせていただきました。その中で、高齢者の見守りにつきましては、高齢者の独居ふれあい訪問事業であったり、移動販売を兼ねた高齢者生活状況確認事業、また、高齢者の実態把握事業、いきいき見守りサービス事業であったり、緊急通報装置を設置して見守りをしていくよというような答弁とさせていただきます。それでご質問がありました、そのシルバー人材センターや老人クラブに対しての支援でございますが、これは、高齢者の社会参加を促進しようという取り組みでございまして、老人クラブについては、元年度から引き続き同じような内容で支援をさせていただきます。あと、シルバー人材センターにつきましては、交付金、補助金と、金銭面での支援をしておりますが、最近、高齢者も健康で元気な方は長い間働いていただきたいという事で、シルバー人材センターの方に健診を受けていただく際にですね、事業者が一定人数をまとめて申し込んでいただければ、バスで迎えに来ますよというようなサービスがあるんですが、そこらへんもお声掛けをしてですね、会員さんに健診を受けて、保健指導なりを受けてですね、健康に気を付けて働いてくださいという意味でご提案をさせていただきました。シルバー人材センターの方では、その個人の健診に係る費用を補助するという事で、町からお金は出していませんが、そういう町とシルバー人材センターが連携してですね、会員の健康に取り組むというような活動も生まれております。という事で、高齢者の社会参加という事で、老人クラブやシルバー人材センター、また、アクティブシニアボランティアの育成など、継続して支援に取り組んでおります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 研修等で支援していくというようなことですので、なかなか研修とかいうのではなかなか頭の中へ残っていくのが難しいような気もせんわけでもないんですが、先日、シルバー人材センターのホームページ、若干見させてもらったんですが、6年前は多分200名ぐらいで始まったといふところなんですが、現在は6年目迎えて260人の会員で庭木

の手入れや農作業を中心に受注しておると。家の中へ引きこもらないでシルバーで若さを取り戻そうを合言葉に頑張っておると。そんな中には、まだなんにでも挑戦しようという意気込みで新しいものに挑んでいるとか、最近では、よくテレビCMでシルバー人材センターの事が放映されておりますが、なかなか大々的にやってるのかなということだったんですが、やはりそういったシルバーを大事にしようというテレビCMまで出したというのは、どうも国庫補助があったのが原因だというふうに聞いております。それを見て、皆さんがシルバー行ってみようかという気になってくれればまたいいのかなという気もします。久しぶりに先日、シルバー人材センターの決算書、ちらっと見たんですが、やはり通常の経費で1番大きな部分は、事業部分は別なんでしょうけど、やっぱり保険費用やったです。150万ぐらいやったですか。結果的に高齢者が参加するという事は、事故があった時には大変だという事で、多分保険をかなり掛けないかんというようなことだと思います。本人からも多少負担もあるんじゃないかというような話も聞きましたが、町において、例えば、高齢者になると先ほど言いました庭木とか、ああいうような剪定というのは、高い所に上ったりする部分も多くなると。そういったことで怪我をする場合もかなり出てくるんじゃないかというような気もするわけでございます。そういったことで、例えばですが、150万ほど保険代がいるというのに対して、助成を考えてみようとかいう考えはありませんか。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの原田議員さんのご質問にお答えをさせていただいたと思います。以前からシルバー人材センターには70万円という事で、交付金を交付をしておりましたが、令和4年度から補助金という事ですね、同額の70万円を予算を計上しておりますが、その補助対象として、会員さんですね、安全管理の講習であったり、そこらの経費についても補助対象にして支援をしたいと考えております。それであったり、あと健康管理であったり、そこら審議会の募集であったりという事で補助対象経費を定めました。その中で、会員さんが安全に働けるように講習であったりの取り組みに対して補助をするというような形で支援をしたいと考えております。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 現在の延長線上で支援を考えるというようなふうに受け取れましたが、引き続き検討も含めてお願いできればと思います。先ほど言いました健康寿命で、愛媛県、都道府県別で言いますと、2019年の時の調査でございますが、愛媛県は男性がワースト2位、女性がワースト4位という事で、やはり下の方という事でございます。県自体がそういう状態ですから、なかなか市町別にというのもなかなかそこへん難しい状態かもしれませんが、なるべく高齢者が健康でいきいきと生活できる取り組みの更なる施策の充実をお願いして、2点目の児童生徒の体力の向上の取り組みについてお伺いしたいと思います。体力向上の点数が出ておるわけなんです、この点数につきましては、全8種目の成績を点数化した体力合計点という事で、80点満点という事なんです、その8種目というのが種目としますと、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、中学生は持久走も選択可

という事らしいんですが、それと 50m 走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ、中学生の場合はハンドボール投げというような 8 種目でございますが、点数が小学校の場合、53.61 ですか。という事だったんですが、その 8 種目が均一的に点数が出ておるのか、言ったら 8 つの中でどこかが極力下がっておるとか、そういった個別の内容についてもし把握されておるようでしたらお願いします。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。3 年度の全国体力運動能力テストの結果でございますが、コロナ禍の影響が大きかったということでございまして、対前年と比べましてですね、やはり持久力が影響を及ぼす 20m シャトルランとかですね、こういう種目については、かなり成績が落ちておると思います。逆に、長座体前屈については、大幅に向上しておるというふうに聞いております。これにつきましては、呼吸が苦しくなったこういう時におきまして、準備運動とか、ストレッチ等を柔軟性を重視した活動を重視しておるという中で増えておるのではないかというふうな分析はされております。砥部町におきましては、先ほど原田議員さんが申し上げましたような種目の中でですね、小学生については若干低めの数値、中学生男子につきましては、すべての項目、持久走以外ではですね、男子についてはかなりいい成績を収めておると。女子については、平均的な数値という事で理解をしております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4 番（原田公夫） 小学校 5 年生、中学校は 2 年生なんですが、こういった数字が毎年出てくるわけなんですが、そん中で例えばですが、現在の 4 年生の子はもっといいです。たまたま今年がそれなりの数字であったとか、そういった学年通観のそういった体力調査がないからわからないのかもしれませんが、そのあたりはどういうふうな感覚お持ちでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。今回のこの体力測定につきましては、小学 5 年生と中学 2 年生という事で、それ以外の学年については結果が上がってないわけでございます。ただし、各学校がですね、体力推進の計画を立てて、実施をしているという中でですね、各学年、5 年生以外の学年、中学 2 年生以外の学年についてもですね、ほぼ同様の傾向を表しておるのではないかというふうに推測をいたします。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4 番（原田公夫） 先ほどの質問の中でもタブレットの話が出ておったんですが、せっかく 1 人 1 台端末を渡しておるというようなことで、先日新聞にちょっと出とったんですが、その 1 人 1 台の端末を活用して、自宅でできる運動動画配信をするなど、引き続き工夫した取り組みの充実に期待したいとかいうような記事が載っておりましたが、そういった現在は学校の方がメインであろうかと思いますが、コロナ禍で学校休みの時にはそういった方法も検討されてはと思います。もうお昼が近くなっております。今後とも、児童生徒の体力向上

に対する取り組みを継続していただきまして、町の児童生徒が健康でやれるように取り組みをお願いしたいと思います。補足で、先日この体力調査と一緒の時期に、全国学力学習状況調査といういわゆる全国学力テストと。これがありました。その中で、小学校は国語、算数、中学校は国語、数学という事で市町別の平均正答率の公表があったところです。砥部町の場合ですが、全国平均が国語ですが 64.7、愛媛が 65、砥部は 66 という事で、算数につきましても、全国が 70.2、愛媛は 72、砥部町は 75 という事で、上位の成績であったという事で、砥部町の小学生 5 年生は学力は優秀であったということなんで、引き続き、体力同様、学力も優秀な生徒を育ててもらいたいとお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。再開します。11 番大平弘子議員。

○11 番（大平弘子） 議席番号 11 番大平弘子です。コロナ禍におけるヤングケアラーへの支援について。新型コロナ感染拡大により、親の収入激減や、アルバイト収入の減少など経済的に困窮し、学びの継続が困難になっている学生が増えていると聞きます。家事や家族の世話、介護など大人が担うようなケア責任を引き受ける 18 歳未満の子どもであるヤングケアラーにおいても、コロナ禍の影響で社会的に孤立し、進学や就職を諦めた人もいないのでしょうか。生活が困窮する家庭内での虐待や、学校内でのいじめなど、長引くコロナ禍でのヤングケアラー支援について、どのようにお考えか、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員のご質問にお答えします。コロナ禍におけるヤングケアラーへの支援についてのご質問ですが、本町では、子育て支援課をはじめ、学校教育課、保険健康課、介護福祉課に相談窓口を設けており、事例把握に努めておりますが、現在のところ確認されておられません。愛媛県は、県内の小・中・高校生を対象に、昨年 12 月に啓発チラシを配布し、相談窓口の周知を図るとともに、令和 4 年度には、小学校高学年以上の児童を対象としたアンケート調査を予定をしております。親からの虐待や不登校にも繋がりがねないヤングケアラーの問題は、早期発見と関係機関の連携した支援が重要であると考えておりますので、県によるアンケート調査や相談窓口での実態把握に努めるとともに、支援体制の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上で、大平議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 大平弘子議員。

○11 番（大平弘子） ヤングケアラーは、父子家庭、母子家庭のようなひとり親家庭の 18 歳までの男の子、女の子ですが、ヤングケアラーと家のお手伝いに区別がつかない中学生が多いと言われています。京都府のアンケートでは、両親の代わりに幼い兄弟の世話が 1 番多くされておりました。両親の身体障がい者の世話、それから高齢の祖父母の世話となっており、宿題や勉強の時間が取れない。だが、しんどい、きついと感じない。ヤングケアラーとしての認知度は 3.2%になり、認知度の不足が課題となっています。砥部町も、今町長がこれからしていきますと言われましたが、認知度の今の何%かがわかりましたらお知らせ願

たいんですが。

○議長（西岡利昌） 田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） 大平議員の質問にお答えします。ヤングケアラーについてはですね、県の方でアンケートを来年度、令和4年度に取る方向でございまして、この内容等を町の方でも受けまして、いろいろ検討していきたいというふうに思っておりますが、認知度についてはですね、現在のところ砥部町の方でどれぐらいの認知度かというところまでは把握してございません。以上で大平議員のお答えといたします。

○議長（西岡利昌） 大平弘子議員。

○11 番（大平弘子） 全国的にヤングケアラーとしての認知度不足が課題となっており、相談できる環境を砥部町でも作ってほしいと思います。社会福祉士や公認心理士、お医者さんですね。といった有資格者で支援機関との調整にあたり、応援として専門知識を持った職員をくわだて、相談しやすい環境づくりが必要と思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えします。ヤングケアラーの考え方でございますけれども、私どもが小さい折には、そういう事は十分にあったというふうな事で、それは家庭の事情ではなくて、今はやっぱり家庭の事情の中でヤングケアラーという問題を受けておる。そういったことに対しては、大変可哀そうな問題であるというふうな事で、取り組んでいかなければならないというふうな事でございますが、我々が子どもの折には皆さんも経験もありますけれども、そういうヤングケアラーは通常であった部分もありますけれども、今は全く事情が違ふ中でのヤングケアラーというふうな事になっておりますので、このことについては、先ほども答弁させていただきましたように、実態把握を早急に努めて、砥部町につきましても、そういう家庭があるようでありましたら、十分検討してその子を救いたいというふうにも考えておりますので、これからの課題として十分取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 大平弘子議員。

○11 番（大平弘子） ありがとうございます。ヤングケアラーの子どもたちが、新型コロナに負けないように、学校生活を取り戻していただきたい。そして1日も早く各学校へ元気に通学し、勉強に励むことができますように、皆さんも応援してあげてほしいと思います。以上で終わります。

○議長（西岡利昌） 大平弘子議員の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会します。

午前 11 時 58 分 散会

## 令和4年第1回砥部町議会定例会（第3日）会議録

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |  |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|
| 招 集 年 月 日                            | 令和4年3月18日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                          |  |
| 招 集 場 所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                          |  |
| 開 会                                  | 令和4年3月18日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                          |  |
| 出 席 議 員                              | 1 番 高橋久美                      2 番 日野恵司                      3 番 木下敬二郎<br>4 番 原田公夫                      5 番 柿本 正                      6 番 東 勝一<br>7 番 佐々木公博                      8 番 小西昌博                      9 番 佐々木隆雄<br>10 番 松崎浩司                      11 番 大平弘子                      12 番 西岡利昌<br>13 番 山口元之                      15 番 平岡文男                      16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                          |  |
| 欠 席 議 員                              | 14 番 中島博志                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                          |  |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      岡田洋志<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      門田敬三<br>企画政策課長                      伊達定真                      商工観光課長                      高橋 桂<br>戸籍税務課長                      門田 巧                      保険健康課長                      篠原万喜枝<br>介護福祉課長                      松下寛志                      子育て支援課長                      田中弘樹<br>建設課長                      門田 作                      農林課長                      池田晃一<br>生活環境課長                      小中 学                      上下水道課長                      藤田泰宏<br>会計管理者                      富岡 修                      広田支所長                      町田忠彦<br>学校教育課長                      田邊敏之                      社会教育課長                      山本勝彦 |                          |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 議会事務局長 堀潤一郎<br>庶務係長 東山泰久 |  |
| 傍 聴 者                                | 1 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                          |  |

令和4年第1回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- |       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1  | 議案第4号  | 砥部町移動通信用施設条例の一部改正について         |
| 日程第2  | 議案第5号  | 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について     |
| 日程第3  | 議案第6号  | 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について    |
| 日程第4  | 議案第7号  | 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について         |
| 日程第5  | 議案第8号  | 砥部町奨学資金貸与条例の一部改正について          |
| 日程第6  | 議案第9号  | 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について         |
| 日程第7  | 議案第10号 | 砥部町消防団条例の一部改正について             |
| 日程第8  | 議案第11号 | 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第16号）        |
| 日程第9  | 議案第12号 | 令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第13号 | 令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）   |
| 日程第11 | 議案第14号 | 令和3年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第1号）     |
| 日程第12 | 議案第15号 | 令和3年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第2号）      |
| 日程第13 | 議案第16号 | 令和4年度砥部町一般会計予算                |
| 日程第14 | 議案第17号 | 令和4年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算        |
| 日程第15 | 議案第18号 | 令和4年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第16 | 議案第19号 | 令和4年度砥部町介護保険事業特別会計予算          |



日程第 17 議案第 20 号 令和 4 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 18 議案第 21 号 令和 4 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 19 議案第 22 号 令和 4 年度砥部町下水道事業会計予算

日程第 20 議案第 23 号 令和 4 年度砥部町水道事業会計予算

日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 22 請願第 1 号 国立病院の機能強化を求める請願

日程第 23 議員派遣

追加日程第 1 議案第 24 号 砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事請負契約の締結について

追加日程第 2 議案第 25 号 北川毛角谷水路災害復旧工事請負契約の変更について

追加日程第 3 発議第 1 号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について

・閉 会

令和4年第1回砥部町議会定例会

令和4年3月18日（金）

午前9時30分開議

○議長（西岡利昌） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入る前に先立ち報告します。14番中島博志議員から、欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第1 議案第4号 砥部町移動通信用施設条例の一部改正について
（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第1、議案第4号、砥部町移動通信用施設条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第4号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第4号については、移動通信用施設の所在番地の錯誤を改めるため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第5号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について  
（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第2、議案第5号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第5号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第5号については、文化功労賞推

薦委員会を廃止するとともに、地域福祉計画の策定にあたり、新たに策定委員会を設置するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、地域福祉計画策定委員会の委員構成はとの質問に対し、福祉従事者9人、地域団体3人、学識経験者1人、公募委員1人の計14人以内を想定しているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第6号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第3、議案第6号、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第6号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第6号について、育児・介護休業法の改正に伴い、取得要件の緩和や勤務環境の整備など、所要の改正を行うものです。審査において、委員から、育児休業に関する制度その他の事項について知らせるとあるが、具体的内容はとの質問に対し、部分休業や短時間勤務、子育て支援に関するお知らせを想定しているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第6号は、原案のとおり可決するものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第7号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第4、議案第7号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第7号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第7号については、地方税法の改正に伴い、未就学児に係る均等割額の減額措置の導入など、所要の改正を行うもので、特に委員からの質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第8号 砥部町奨学資金貸与条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第5、議案第8号、砥部町奨学資金貸与条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第8号に

ついて、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第8号については、成年年齢が18歳に引き下げられる民法の改正に伴い、奨学生の資格について所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、条文に扶養義務者を加えた意図はとの質問に対し、民法の改正により、現在の文言では、現行の資格要件を維持できなくなるためとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第6 議案第9号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について (厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第6、議案第9号、砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第9号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第9号については、老朽化が顕著な岩谷ロプールを廃止するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、跡地の利用計画はとの質問に対し、解体し、更地にする予定で、その後の利用は未定であるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛

成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第10号 砥部町消防団条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第7、議案第10号、砥部町消防団条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第10号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第10号については、消防団員の処遇改善を目的に、報酬額の引き上げや公務災害補償などに関して規定するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員から、出動報酬について、水防等の警戒で、夕方から翌朝までの従事した場合の取り扱いはとの質問に対し、警戒の支給単位は1日あたりで、質問のような場合は2日分となるとの説明がありました。また、委員から、今回の処遇改善に係る財政負担はとの質問に対し、予算ベースで442万2千円の増であるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第11号 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第16号）

日程第9 議案第12号 令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第10 議案第13号 令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第14号 令和3年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第1号）

## 日程第 12 議案第 15 号 令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）

### （所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 8、議案第 11 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 16 号から日程第 12、議案第 15 号、令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号までの 5 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 11 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算の第 16 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農林水産業費では、有害鳥獣の捕獲数が当初見込みを上回る見通しのため、交付金 91 万 2 千円を追加します。商工費では、新型コロナへの影響により事業収入が減少し財源が不足するとべ温泉特別会計への繰出金 681 万 9 千円を追加しております。土木費では、大規模盛土造成地の危険度評価、優先度判定を行うため、第二次スクリーニング計画の策定委託料 611 万 6 千円を追加しています。燃料流出事故で使用したオイルフェンス等資機材を補充するため、需用費 31 万 6 千円を追加しております。委員から、有害鳥獣の年間捕獲見込みはとの質問に対し、イノシシが 352 頭、シカ 10 頭、合計で 7 種類 491 頭を見込んでいるとの説明がありました。また、とべ温泉特別会計への繰出金については、委員から、新型コロナによる臨時休館の日数、来館者の減少数はとの質問に対し、休館が 4 カ月で合計 95 日、減少数は通常 1 日平均 200 人として 1 万 9,000 人程度と説明がありました。さらに、大規模盛土造成地のスクリーニングについて、委員から、ボーリングなどで詳細調査の実施はとの質問に対し、基本は目視点検で、危険と判断した場合は、地質調査を実施するとの説明がありました。また、農業ハウスからの油の流出事故については、委員から、施設栽培で燃料を使っている農家数はとの質問に対し、灯油は 0 件、重油が 55 件と説明があり、それを踏まえ、委員から、消防署と連携し現場確認等の再点検をお願いするとの要望がありました。次に、議案第 14 号、令和 3 年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第 1 号は、財源の組替として、事業収入を減額し、一般会計から繰入を増額するもので、審査において、委員からは、開館当初からこれまでの累積収支はとの質問に対し、単年度収支のため累積を出していないとのこと。近年は年間約 2,000 万円前後の赤字となっているとの説明がありました。次に、議案第 15 号、令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号は、保守点検運営基金に 6 千円、町有施設管理基金に 9 千円を積み立てるもので、特に委員からの質疑はありませんでした。よって、議案第 11 号、第 14 号、第 15 号の 3 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 11 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 16 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費では、高齢

者福祉施設等の利用に係る新型コロナ感染症検査費交付金を3,784万9千円減額しています。教育費では、新型コロナ感染症対策のため休館要請したことに伴い、文化会館及び図書館の指定管理者に対して支援金52万1千円を、また、陶街道ゆとり公園及び田ノ浦町民広場の指定管理者に対して支援金315万8千円をそれぞれ追加しております。審査において、委員から、新型コロナ感染症検査費交付金の当初見込み件数と実績はとの質問に対し、当初1,600人で積算していたが、ワクチン接種と重なり利用が伸びず、年間90人程度の利用となるとの説明がありました。また、財源組替について、委員から、国からの新型コロナ対応地方創生臨時交付金の交付状況はとの質問があり、事業者支援分と合わせて8億5,715万3千円の交付決定を受けており、財源として累計で6億9,868万1千円を充てているとの説明がありました。次に、議案第12号、令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、財源組替として、国庫補助金を充当し、繰越金を減額するもので、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第13号、令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号は、保険事業勘定を431万円追加しています。支出の主なものは、通所型サービスの利用者が増加したため、負担金431万円を追加するもので、審査において、委員から、通所型サービスの利用人数はとの質問に対し、1,755人を見込んでいるとの説明がありました。よって、議案第11号から第13号までの3議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。議案第11号、令和3年度砥部町一般会計補正予算第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第11号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号、令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第12号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。



[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号、令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第13号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号、令和3年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第14号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号、令和3年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第15号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第16号 令和4年度砥部町一般会計予算

日程第14 議案第17号 令和4年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第15 議案第18号 令和4年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第16 議案第19号 令和4年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 17 議案第 20 号 令和 4 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 18 議案第 21 号 令和 4 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 19 議案第 22 号 令和 4 年度砥部町下水道事業会計予算

日程第 20 議案第 23 号 令和 4 年度砥部町水道事業会計予算

(予算特別委員長報告、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 13、議案第 16 号、令和 4 年度砥部町一般会計予算から、日程第 20、議案第 23 号、令和 4 年度砥部町水道事業会計予算までの 8 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木予算特別委員長。

○予算特別委員長（佐々木公博） 予算特別委員会に付託されました、議案第 16 号から議案第 23 号までの令和 4 年度各会計の当初予算 8 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 3 月 9 日、11 日、14 日の 3 日間、町長をはじめ各担当課長等の出席を求めて、当特別委員会を開催いたしました。審査にあたっては、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第 16 号から議案第 23 号までの令和 4 年度各会計の当初予算 8 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました質疑や意見等について、十分にご検討され、今後の予算執行や町政運営に当たられますよう申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） お諮りします。ただいま報告の議案第 16 号から議案第 23 号までの令和 4 年度当初予算 8 件については、予算特別委員会において、十分に審査が尽くされていますので、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 16 号から議案第 23 号までの令和 4 年度当初予算 8 件については、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

議案第 16 号から議案第 23 号まで、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 16 号から議案第 23 号まで、一括して採決を行います。議案第 16 号から議案第 23 号までの 8 件に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 16 号から議案第 23 号までの 8 件は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第 21、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和 4 年 3 月 18 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町川登 1000 番地、氏名、三木伸司、生年月日、昭和 52 年 5 月 11 日。提案理由、日野長治委員が、令和 4 年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありますか。  
[「討論なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。  
採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。  
[全員起立]

○議長(西岡利昌) 全員起立です。ご着席ください。  
よって諮問第 1 号は、適任であると答申することに決定しました。

~~~~~

日程第 22 請願第 1 号 国立病院の機能強化を求める請願
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第 22、請願第 1 号、国立病院の機能強化を求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(山口元之) 厚生文教常任委員会に付託されました、請願第 1 号について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、新型コロナの感染拡大で直面する医療崩壊を防ぎ、国民のいのちと健康を守るため、全都道府県にネットワークを持つ国立病院の機能を強化し、憲法で保障する国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう求めるものです。協議において、委員から、国立病院は地域医療の最後の砦であり、医療従事者が不足する現状も踏まえ、体制整備は必要であるとの意見もありましたが、国立病院だけで地域医療を担ってるわけではない。過疎地域の医師確保も進んでいない中、国立病院のみを機能強化することは拙速である等の意見があり、採決の結果、請願第 1 号は、賛成多数で継続審査とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって請願第1号は、継続審査とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。

午前10時7分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~

#### 日程第23 議員派遣

○議長（西岡利昌） 再開します。日程第23、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。ただいま、佐川町長から議案第24号及び議案第25号が、佐々木隆雄議員から発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第24号、議案第25号及び発議第1号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第24号 砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事請負契約の締結について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 追加日程第1、議案第24号、砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第24号についてご説明申し上げます。砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。令和4年3月18日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事請負契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。契約の内容ですが、1、契約の目的は、砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事。2、契約の方法は、一般競争入札。3、契約金額は税込で1億6,610万円。4、契約の相手方は、松山市空港通四丁目3番43号、日機愛媛株式会社、代表取締役竹下明伸です。議案第24号資料をお願いします。ご覧のとおり、応札した3社のうち2社が低入札調査基準価格を下回る価格で応札し、そのうち1社は、数値的判断基準未満のため失格となりました。日機愛媛株式会社について低入札価格調査を行い、適正に履行できるものと判断しましたので、3月7日に同社と仮契約を結びました。裏面をご覧ください。工事請負仮契約書の写しでございます。工期は令和4年12月28日までです。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第24号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

追加日程第2 議案第25号 北川毛角谷水路災害復旧工事請負契約の変更について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 追加日程第2、議案第25号、北川毛角谷水路災害復旧工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田作建設課長。

○建設課長（門田作） お手元に議案第25号をお願いいたします。北川毛角谷水路災害復旧工事請負契約の変更について。次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。令和4年3月18日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。北川毛角谷水路災害復旧工事請負契約の変更契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。1、工事名でございます。北川毛角谷水路災害復旧工事。契約日、令和3年5月11日。受注者、伊予郡砥部町五本松322番地、株式会社洋武建設、代表取締役永木克治。4、変更の事項でございます。請負代金額でございます。（1）変更前の請負代金額3,850万円。

（2）変更後の請負代金額5,885万4千円。2,035万4千円の増額となるものでございます。議案第25号の資料をお願いいたします。1の（7）当初契約の工事の概要でございます。復旧延長275.5m、三面張水路工90m、集水柵工2基、仮設工一式でございます。2番、変更の内容、（2）変更理由でございます。令和2年7月の梅雨前線豪雨により、北川毛角谷地区におきまして、山腹崩壊が発生し大量の土砂が水路に流れ込み、水路が被災いたしました。土砂の排土及び水路復旧を行う事で災害査定を受けましたが、一部の水路復旧において土砂が埋塞している区間は、調査不能であることから、復旧工事实施の際に崩土を除去して調査し被災が確認された場合は、復旧計画を変更し対応することとの条件付き査定となっており、工事着手にあたり調査した結果、水路の流失が確認されたため、三面張水路工155m及び集水柵工1基の復旧を追加し、復旧するものでございます。資料の3ページに仮契約書の写しを添付しております。以上で説明を終わります。ご審議いただきご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第25号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

追加日程第3 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 追加日程第3、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議提出について。砥部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。令和4年3月18日提出、砥部町議会議長西岡利昌様。提出者、佐々木隆雄。賛成者、三谷喜好、山口元之。提案理由でございますが、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、戦後における国際秩序の根幹を揺るがす今回のロシアによる一連の軍事侵攻に対して、抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア軍の即時撤退、国際法の遵守を強く求めるものでございます。なお、決議案につきましては、お手元に配布いたしましたとおりでございます。以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会のご挨拶に先立ちまして、一昨日、福島県沖を震源とする震度6強の地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。東日本大震災から11年、各地で追悼の意が表された矢先のことであり、改めて自然災害の恐ろしさとともに、防災対策の重要性を強く感じております。いずれ発生が見込まれる南海トラフ巨大地震に備え、本町におきましても対策に万全を期してまいります。それでは、閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議

員の皆様には、2月24日から本日までの23日間にわたり、連日、終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決、ご承認いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。ご議決いただきました補正予算、当初予算の執行に際しては、限られた経費の中で、最大の効果を得るべく、高いコスト意識をもって臨むとともに、会期中、議員の皆様からいただいたご指摘、ご指導は、今後の町政運営、行政事務遂行に生かしてまいりたいというふうに考えております。施政方針で申し上げましたとおり、新年度はポストコロナ時代を見据えた大きな転換期となりますが、町民の皆様の福祉増進のため、職員とともに、全身全霊をかけて取り組んでまいりますので、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 以上をもって、令和4年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時6分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

砥部町議会議員

砥部町議会議員

資 料

予算特別委員会 委員名簿

令和4年2月24日

	役 職	氏 名
1	委 員 長	佐 々 木 公 博
2	副 委 員 長	三 谷 喜 好
3	委 員	高 橋 久 美
4	委 員	日 野 恵 司
5	委 員	木 下 敬 二 郎
6	委 員	原 田 公 夫
7	委 員	柿 本 正
8	委 員	東 勝 一
9	委 員	小 西 昌 博
10	委 員	佐 々 木 隆 雄
11	委 員	松 崎 浩 司
12	委 員	大 平 弘 子
13	委 員	西 岡 利 昌
14	委 員	山 口 元 之
15	委 員	中 島 博 志
16	委 員	平 岡 文 男